

第1回智頭町議会定例会会議録

平成30年3月7日

(第1日)

智 頭 町 議 会

第1回智頭町議会定例会会議録

平成30年3月7日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の提案理由の説明
- 第 5. 議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について
- 第 6. 議案第23号 智頭町債権管理条例の制定について
- 第 7. 議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定について
- 第 8. 議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9. 議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第10. 議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第11. 議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第13. 議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正について
- 第14. 議案第31号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第15. 議案第32号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第16. 議案第33号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第17. 議案第34号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第18. 議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第19. 議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立

智頭町総合案内所)

- 第20. 議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について (国重要文化財石谷家住宅)
- 第21. 議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について (旧塩屋出店及び西河克己映画記念館)
- 第22. 議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について (智頭町消防団本町分団屯所)
- 第23. 議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第24. 議案第41号 第7期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第25. 議案第42号 智頭病院改革プランの変更について
- 第26. 議案第43号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 第27. 議案第44号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 第28. 議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 第29. 議案第46号 訴えの提起について
- 第30. 議案第47号 訴えの提起について
- 第31. 議案第48号 字の変更について
- 第32. 議案第49号 字の変更について
- 第33. 議案第 1号 平成30年度智頭町一般会計予算
- 第34. 議案第 2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第35. 議案第 3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第36. 議案第 4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第37. 議案第 5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第38. 議案第 6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第39. 議案第 7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第40. 議案第 8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第41. 議案第 9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第42. 議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算

- 第 4 3 . 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 4 4 . 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 4 5 . 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度智頭町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 第 4 6 . 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 5 号)
- 第 4 7 . 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算 (第
3 号)
- 第 4 8 . 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 第 4 9 . 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 5 0 . 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 第 5 1 . 議案第 1 9 号 平成 2 9 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
5 号)
- 第 5 2 . 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 5 3 . 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 5 4 . 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度智頭町病院事業会計資本金の減少について

1. 会議に付した事件

- 第 1 . 会議録署名議員の指名
- 第 2 . 会期の決定
- 第 3 . 諸般の報告
- 第 4 . 町長の提案理由の説明
- 第 5 . 議案第 2 2 号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正につ
いて
- 第 6 . 議案第 2 3 号 智頭町債権管理条例の制定について
- 第 7 . 議案第 2 4 号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関す
る条例の制定について
- 第 8 . 議案第 2 5 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について

- 第 9. 議案第 26 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 10. 議案第 27 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 11. 議案第 28 号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 29 号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 30 号 智頭町文化財保護条例の一部改正について
- 第 14. 議案第 31 号 智頭町都市公園条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 32 号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 16. 議案第 33 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）
- 第 17. 議案第 34 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 18. 議案第 35 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）
- 第 19. 議案第 36 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 20. 議案第 37 号 公の施設における指定管理者の指定について（国重要文化財石谷家住宅）
- 第 21. 議案第 38 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第 22. 議案第 39 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）
- 第 23. 議案第 40 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 24. 議案第 41 号 第 7 期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定について
- 第 25. 議案第 42 号 智頭病院改革プランの変更について
- 第 26. 議案第 43 号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
- 第 27. 議案第 44 号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成

に係る連携協約の締結について

- 第28. 議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 第29. 議案第46号 訴えの提起について
- 第30. 議案第47号 訴えの提起について
- 第31. 議案第48号 字の変更について
- 第32. 議案第49号 字の変更について
- 第33. 議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算
- 第34. 議案第2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第35. 議案第3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第36. 議案第4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第37. 議案第5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第38. 議案第6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第39. 議案第7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第40. 議案第8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第41. 議案第9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第42. 議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第43. 議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算
- 第44. 議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算
- 第45. 議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第10号）
- 第46. 議案第14号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第47. 議案第15号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第48. 議案第16号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第49. 議案第17号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第50. 議案第18号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第51. 議案第19号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第

5号)

第52. 議案第20号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

第53. 議案第21号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)

第54. 議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少について

1. 会議に出席した議員(11名)

1番 都橋一仁	2番 安道泰治
4番 河村仁志	5番 大河原昭洋
6番 高橋達也	7番 岩本富美男
8番 中野ゆかり	9番 岸本眞一郎
10番 酒本敏興	11番 大藤克紀
12番 谷口雅人	

1. 会議に欠席した議員(1名)

3番 國本誠一

1. 会議に出席した説明員(16名)

町長	寺谷誠一郎
副町長	金児英夫
教育長	長石彰祐
病院事業管理者	葉狩一樹
総務課長	矢部整
総務課参事	柴田睦子
企画課長	酒本和昌
税務住民課長	江口礼子
教育課長	國岡厚志
地域整備課長	矢部久美子
山村再生課長	山本進
地籍調査課長	岡田光弘
福祉課長	小谷いず美

会 計 課 長 國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長 藤 森 啓 次
病 院 事 務 次 長 寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 寺 坂 英 之
書 記 岡 本 康 誠

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、中野ゆかり議員、9番、岸本眞一郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成29年12月分、平成30年1月分、2月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に配付したとおりでありますのでご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、東部広域行政管理組合議会定例会が去る2月8日から9日に開催され、議案10件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、八頭環境施設組合の解散に係る臨時会が去る1月19日に開催され、議案1件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る2月2日に開催され、議案6件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、2月28日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付したとおりですので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の提案理由の説明

○議長（谷口雅人） 日程第4、町長提出議案の上程。

議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算から、議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少についてまでの、50議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはお忙しいところ出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、江戸時代に始まる林業の長い歴史の中で形成された智頭の林業景観が、本年2月に林業を主体とした景観としては全国で初めて、国の重要文化的景観に選定されました。これは、長い年月の間、守ってきた智頭林業の歴史の成果であり、また、「林業・農業を軸とした町民が主役の魅力ある元気な町」を町の将来像として、あえて低迷する林業に光を当て取り組んできた諸施策や、森林セラピー、森のようちえんなど、森を生かした取り組みが実を結んだものであり、今後も全国の林業地のトップランナーとして、林業に光を当て森を生かすまちづくりを、積極的に取り組んでまいる所存であります。

それでは、諸議案の説明に先立ちまして、平成30年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、我が国の経済状況は、緩やかな回復基調が続いているものの、賃金の伸びは鈍く、経済成長率も依然として1%を下回るなど、成長力に力強さを欠いた状況が続いています。一方、財政状況にあっては、経済・財政再生計画の枠組みのもと、必要な分野への重点化を図りながら、社会保障改革をはじめとする歳出の効率化を進めており、財政健全化に向け、引き続き歳出改革・歳入改革を加速すべきとされているところであります。

このような中、平成30年度の地方財政計画では、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額では前年度を0.1%上回る額が確保されたところですが、地方交付税にあっては2.0%の減となり、あわせて臨時財政対策債についても1.5%減とされ、また、平成26年度から確保されてきた歳出特別枠についても、公共施設等の老朽化対策等のための経費や、社会保障関係の地方単独事業の

増に対応する歳出を確保した上で廃止されるなど、国においては厳しい財政状況の中、歳出改革等を着実に実行することとしており、今後、地方交付税等地方の歳入についても厳しい調整が行われることが予想されるなど、本町財政に対しても厳しい影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税の個人にあっては、給与所得の増により増収を見込んでいますが、法人については減収を見込んでおり、また、固定資産税につきましても、償却資産分の減に伴い減収見込みとなるなど、一般財源の確保が困難となっています。一方、公債費などの義務的経費は累増するほか、人口減対策を中心とする新たな行政課題への対応も必要であり、なお厳しい状況が続いています。

しかしながら、このような財政状況にあっても、昨年度策定しました第7次智頭町総合計画と、平成27年8月に策定したまち・ひと・しごと創生智頭町総合戦略を連動させ、将来を見通し、本町が取り組むべき諸課題に、積極的に対応していかなければなりません。

私は、町長就任以来、疲弊した世の中にあって、地方の時代、田舎の良さが見直されるときが必ずやってくると信じ、低迷する林業と農業にあえて光を当て、訪れる人がいやされるまちを目指して「みどりの風が吹く疎開のまち智頭」をまちの表札として掲げ、諸施策に取り組んできたところであり、林業・農業を軸とした町民が主役のまちづくりの理念は、第7次総合計画でも継承していくこととしております。

この第7次総合計画では、第6次総合計画での成果を次のステップへと進むため、これまで培ってきた地域資源を主役である町民一人ひとりが認識し、そして連携し合いながら共通のまちのビジョンを描くことをテーマとして、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を町の将来像に掲げ、一人ひとりが豊かで幸せな「ちづ暮らし」を実現できる社会を目指すこととしております。

また、明日の智頭町は住民一人ひとりが光り輝き、元気な集落、元気な地区が形づくるものであると考えており、そのことが理想とする地域自治、住民自治につながっていくものと信じ、諸施策に取り組んでまいりました。

平成9年に産声を上げた日本1／0村おこし運動は22年目を迎え、集落単位で育んできた草の根の住民自治を、地区レベルにまで拡大した旧小学校区単位での地区振興協議会も、平成20年に山形・山郷地区での立ち上げから11年目を迎

えます。それぞれの振興協議会では、地域の特色を生かした森林セラピーロードの活用や防災マップの作成、森のミニデイなどに取り組み、着実に成果が見えてきていると実感しているところであります。

また、平成23年度末には小学校を統合し、5地区にある小学校空き校舎等の利活用についても、地区振興協議会が中心となって検討を行い、企業誘致や企業研修の受け入れ、キクラゲ栽培など、地域の特色を生かした取り組みが進められています。本町が進めている福祉のまちづくりの視点も取り入れながら、今後も日本1/0村おこし運動を推進していくとともに、地区振興協議会10年の取り組み後を見据え、新たな展開に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、平成20年12月14日に第1回企画提案会を開催して以来、本年12月で11年目を迎える百人委員会につきましても、一般から中学生、智頭農林高校生、鳥取大学生と、幅広い年齢層からの提案をいただくまでとなり、その提案は本町のまちづくりに大きく寄与しているところではありますが、本年は、委員とともにこれまでの実績評価を行うとともに課題を分析し、さらなる展開に向けて検討を行うこととしております。

今後も、日本1/0村おこし運動、百人委員会など、住民と行政が協働することにより住民自治力を高め、地方創生のパイオニアとしての役割を果たすべく、さらなるまちづくりに邁進してまいります。

さらには、昨年から取り組んでおります、それぞれの地域の個性を發揮し、みんなで支え合う智頭らしい地域福祉の実現につきましても、引き続き、そこに住む住民が肩を寄せ合い、共に支え合いながら、地域が幸せになり、心も暮らしも豊かに生きていくことこそが、福祉の原点であるとの考えのもと、住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、地域とのつながりに重点を置き、それぞれの地域の皆様とともに考え推進することとしております。

このような考えのもと編成しました平成30年度一般会計予算は、地方創生総合戦略施策の推進を初め、地域で支え合う福祉の体制づくり、子育て支援、移住・定住促進対策、林業・農業の振興、消防防災体制の整備、社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁整備、平成32年度の開館を目指した新図書館整備事業に着手する費用などを計上したところであり、予算総額は前年度比4,700万円、0.8%増の60億1,200万円となりました。

平成30年度当初予算編成に当たっての基本姿勢であります。まず、福祉分

野では、みんなで支え合う地域づくりの実現に向けて、今後必要な福祉のあり方について地域に出向き、住民との意見交換を重ねてきたところですが、新年度は、その内容について具体的に前進させる年ととらえています。本町に暮らす全ての住民が、住みなれた地域で生きがいを持ちながら、自立した生活を送ることができるよう支え合いをキーワードに、居場所づくりとともに介護予防に力を入れた地域づくりの支援を展開します。

また、保健・医療・福祉対策を一体的に推進し、町民が健康でいきいきと生活できるよう、健康寿命の延伸を目指して、疾病予防、健診事業、健康づくり事業、介護予防事業などの充実や、地域包括ケア体制構築を推進するとともに、生活困窮者自立支援対策法に基づき、子どもの居場所づくり事業について、関係者や地域との連携を図りながら充実を目指します。

さらに、子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産、子育ての各場面で、女性と子どものサポートセンターや教育関係機関と連携して、切れ目のない支援を行います。

本町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備については、最重要施策と位置づけ、平成24年に小学校統合を、平成26年には智頭中学校の改築を、また昨年4月には、ちづ保育園を開園したところですが、本町が目標としていますゼロ歳から15歳の春を目指した、智頭町らしい特色ある教育を一層進め、次代を担う子どもたちの育成に努めてまいり所存です。

また、「子ども達がまちを救う」をテーマのもと、将来の地域社会を担う智頭中学校、智頭農林高等学校の生徒による、まちづくりの企画提案が百人委員会で発表され、この提案を町政に反映し、ひいては若い力が地方創生を智頭町から発信できるよう取り組んでまいります。

次に、総合戦略事業も4年目を迎え、総仕上げの年となり、育みの郷構想事業、智頭町版企業人材再生駐屯地事業及び智頭町版自伐林家養成事業につきましては、地方創生推進交付金を活用し、推進を図るとともに、総合戦略期間経過後も継続するための基礎づくりを推進します。

町の重要な基幹産業である林業につきましては、今般、智頭の林業景観が国の重要文化的景観に選定されたことを契機に、改めて町面積の93%を占める宝の山を見詰め直しつつ、林業の振興にしっかりと取り組んでいく所存であり、引き続き、間伐をはじめとする森林整備の推進、路網整備や機械化による低コスト林

業の推進、原木市場への智頭材の安定供給、木造住宅等における智頭材の利用促進、林業の担い手の確保・育成等に粘り強く取り組み、山を基軸とした地方創生にしっかりと取り組んでまいります。

農業につきましては、農業従事者の高齢化、担い手不足、ニホンジカ等による農作物被害など、多くの課題を抱える中で、智頭の豊かな自然環境が育む本物の農産物の供給体制の確立を目指し、新規生産者の確保、担い手への農地集積や遊休農地の解消による農地利用の推進、特産農産物の生産振興、鳥獣被害対策の推進はもとより、昨年開催された全国和牛能力共進会における輝かしい成果を踏まえ、畜産の振興にも引き続き取り組んでいくこととしています。

移住・定住促進対策につきましては、本町への移住希望者は、特に子育て世代を中心に増加傾向にありましたが、平成29年度は若干伸び悩む状況となりました。地方創生という言葉を見聞きすることも少なくなった今こそ、本町の本領を發揮しなければなりません。豊かな自然のみならず、本町の特性を十分に引き出し、移住というはやり言葉に惑わされることなく、智頭を本気で好きになっていただける方をふやすよう、施策の充実を図ってまいります。

子育て支援分野では、少子化・核家族化、共働き家庭の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現が求められています。このため、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業を実施しているところですが、平成29年度から実施している在宅育児世帯への給付制度による経済的支援を引き続き行い、次世代を担う子どもたちが、健やかで心豊かに育っていくことができる環境づくりを進めていくこととしています。

教育分野では、小・中学校の教育環境の整備・充実に努めるとともに、新学習指導要領に対応するため、外国語指導助手を2名に増員して、小・中学校はもとより、保育園でも楽しく英語に触れられる環境づくりを図ります。また、スクールソーシャルワーカーの配置を継続し、学校・家庭・地域等と連携し、児童・生徒のさまざまな問題に取り組むこととしています。新図書館の整備につきましては、基本設計及び実施設計に着手するとともに、用地購入及び造成工事を行うこととしています。

病院事業につきましては、診療圏人口の減少の中で、新年度から歯科の開設、訪問リハビリテーションを行うことで、地域包括ケアシステムをより一層推進す

るなど、健全経営に向け鋭意取り組んでまいります。そのほか、雇用確保や都会から地方への人の流れをつくるため、地域おこし協力隊を積極的に登用するほか、集落支援員制度を活用して、19人の雇用を創出することとしています。

それでは、諸議案を審議していただくに当たり、主な議案につきましてその概要を説明します。

まず、議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算について説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」として、地方創生事業の「疎開と癒しの郷構想」では、人材再生駐屯地として森林セラピーを中心とした、いやしのプログラムを積極的に推進し、交流人口及び関係人口の増加につなげるため、受け皿となる地区振興協議会への支援を継続して行います。

また、豊かな森をフィールドとした、我がまちならではの子育て施策である森のようちえん事業では、県独自の認証制度による事業者への運営支援が実施されており、本町も引き続き支援することとしています。

地籍調査事業につきましては、引き続き大字芦津及び大字西谷の一筆地調査を実施するとともに、新たに大字早瀬の一筆地調査を実施することとしています。また、昨年度に続き山林調査を智頭町森林組合に委託し、大字早瀬の一部の平地調査については直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

本年で8年目の取り組みとなる森林セラピーにつきましては、県内外からの誘客の促進や、企業向けのメンタルヘルス対策への対応等を鋭意進めていくとともに、新たにオープンするセラピーロードの活用促進にも積極的に取り組んでいくこととしています。

林業では、間伐の実施、作業道の整備、智頭材の出荷、林業機械の導入、住宅における智頭材利用などに対する支援を引き続き行うとともに、総合戦略に掲げている自伐型林業の推進についても、しっかりと取り組んでまいります。また、智頭林業の拠点となる施設の整備に対する支援や、高齢者福祉を視野に入れながら集落ぐるみで取り組んでいる、原木シイタケ生産の取り組みに対する支援など、「森の恵みを活かしたまちづくり」を積極的に進めていくこととしています。

公共林道事業では、既設林道の舗装工事を初め、林業振興に欠くことのできないインフラ長寿命化計画の策定に向け、全ての林道橋の点検診断を実施するとともに、県営林道の整備促進を図ります。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」であります。地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して7年が経過しますが、住民生活に不可欠なインフラとして定着してきているところであり、引き続き高齢者見守り支援の拡充と利用支援、機器故障などに対応するため、地域見守り支援推進員を配置することとしています。

コミュニティバス運行事業では、平成21年度に運行を開始したすぎっ子バスの老朽化に伴い新規更新を行います。利用者の減少等課題も多くありますが、町民の日常生活における交通手段として定着しており、今後の安全安心な運行継続のため、2台分の購入費用を計上しています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き実施します。また、障害者差別解消法の啓発を引き続き行うとともに、障がい者の自立と社会参加に向けたあいサポート運動のさらなる推進を図ります。

特別医療費では、引き続き、小児・障がい者・ひとり親家庭への、医療費自己負担分の助成を措置しています。平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業を実施しているところですが、ことし1月から開始した子どもの居場所事業について、新年度は地域に定着するよう各方面への働きかけを行います。

予防事業では、感染症流行の蔓延や、疾病により罹患したときの重症化を防ぐため、各種予防接種事業を実施していますが、変更の多い予防接種法に対応した周知に努めます。また、任意接種に要する経費の助成も引き続き行うこととしています。

町営火葬場につきましては、昭和40年の建設以来50年以上が経過し、老朽化が著しい状況であります。できる限り長期に使用できるよう修繕を重ね、維持管理に努めてきたところです。しかしながら、年々修繕料が増大しているとともに、火葬炉の老朽化等により、火葬業務の実施にも困難を来している状況であり、煙突などの設備につきましても限界となってきています。以前から、現在の施設が使用不能となった場合は、鳥取県東部広域行政管理組合が運営する施設に加入すると説明してきたところですが、加入の意志を示しても、加入までの手続に1年程度の期間を要するなど、使用不能となってからの判断では遅いため、今回、

町営火葬場の存続を断念し、平成31年度から加入することについて東部広域行政管理組合に申し入れを行い、協議に入りたいと考えております。

次に、母子衛生につきましては、平成28年度に開所した智頭町子育て世代包括支援センターで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

健康診査事業では、40歳以上を対象に胃がん・大腸がん・肺がん検診を、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に、乳がん検診を行います。なお、がん検診に係る個人負担は引き続き無料とし、受診率の向上を図ることとしています。また、30歳から69歳までを対象に人間ドックを、40歳・45歳・50歳を対象に脳ドックを、40歳から74歳までの国保加入者を対象に特定健診を行います。さらには、75歳以上を対象に、後期高齢者等健康診査を行うこととしています。なお、平成28年度に導入しました健康ポイント事業について、より多くの方に関心を持って取り組んでいただくよう、啓発に努めてまいります。

清掃総務費では、飼い主のいない猫の繁殖抑制のため、野良猫不妊去勢手術に助成を行うこととし、百人委員会生活環境部会が長年取り組んでいたエコキャップ回収事業を障がい者の賃金アップの一助となるよう、福祉作業所に委託することとしています。

病院事業につきましては、経営健全化を確保するため、繰り出し基準に基づく繰出金を措置しています。

町道事業につきましては、住民の生活環境の安定及び通勤・通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、道路新設・改良及び橋梁長寿命化等を計画的に実施してまいります。また、冬季の交通の安全を確保するため町道除雪を行うとともに、歩道除雪機の貸与やふるさと整備土木事業など、住民ニーズに密着した事業を進めてまいります。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、施工中工事の早期完了を目指すとともに、新たに上市場地区で調査に着手します。また、本町が進めている福祉のまちづくりの視点から、福祉のまちづくり推進事業補助金により、集落公民館を含む民間の特定建築物のバリアフリー化を推進するとともに、住宅の耐震化を促進するため、従来の制度を拡充し無料診断を取り入れるなど、住民の安全・安心のさらなる確保に取り組めます。

公営住宅管理事業では、健康で文化的な生活を営むことができるよう、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

消防・防災関係では、町民の生命、財産を守るため日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し、深く敬意を表するところであり、新年度は、土師地区消防団拠点施設の整備のほか、小型ポンプ1台を更新することとしており、今後とも団活動のみならず、地域の核として頑張りたいと考えております。また、昭和54年に建設された八頭消防署智頭出張所について、耐震性の確保の観点からも建てかえが急がれており、用地確保を行うことで、建てかえに向けての条件整備を進めてまいります。

住民の日常生活に欠くことのできない、重要なサービスを提供している簡易水道、公共下水道、農業集落排水の各公営事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ繰出金を措置しています。

「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」であります。百人委員会につきましては、昨年提案された一般による7プロジェクト、智頭中学生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進してまいります。

住民自治の推進を担っている日本1/0村おこし運動では、2地区において10年間の地区活動が終了しますが、元気で活発な地区活動を引き続き支援することは重要であるため、平成30年度は円滑な地区運営のための人的支援として、集落支援員を配置することとしています。また、今後の持続可能な地区活動への計画づくり構想の策定に対し、支援する予算を計上しています。

また、空き校舎等の利活用については、現在それぞれの地域で順次実践の取り組みが行われているところですが、引き続き、地域に活力が生まれ、さらなる住民参加が促されるよう積極的に支援することとし、2地区の実践活動に対して支援を行います。

子ども子育て支援の分野では、智頭町子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育など、特別保育の実施により多様な保育ニーズへの取り組みを図るとともに、地域における子育て支援の実施に当たっては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を推進することとしています。

商工振興につきましては、本町の特性として、中小・零細企業が多い中であっ

て、第2次産業就業者比率が県内で最も高くなっています。後継者育成などの事業承継に対する支援も必要となるため、安定的な経営を支援する、中小企業信用保証料補助金制度を創設することとしています。また、商店の活性化と魅力向上に向けた店舗改修に要する経費の助成のほか、新規創業・開業支援に対する助成を引き続き行うとともに、企業誘致に係る支援の一環として、旧那岐保育園の下水道工事を行うこととしています。

国際交流事業につきましては、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、新年度は青少年交流として、楊口郡へ中学生が訪問するほか、森林セラピーガイドも訪問して交流を実施することとしており、両地域のさらなる交流発展を目指します。

学校教育につきましては、新学習指導要領の小学校外国語活動の先行実施に合わせ、外国語指導助手を2名増員して、小・中学校はもとより、保育園でも楽しく英語に触れられる環境づくりを図ります。また、引き続き小学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

文化財保護事業では、本年2月に林業では日本初となる、国の重要文化的景観に選定された智頭の林業景観について、選定記念シンポジウムを開催し、江戸時代から続く林業の長い歴史の中で、形成された景観のすばらしさを再認識するとともに、未来へつなげていくことを目指してまいります。

次に、「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」であります。LED防犯灯の新設・更新費用の助成事業につきましては、平成25年度から5年間実施してきたところですが、一定の成果を得ましたので一旦制度を見直し、新年度からは防犯灯設置費補助として助成することとしています。

移住・定住施策につきましては、移住を希望される都会の方の要望は多様であり、引き続き専任の移住・定住コーディネーターを配置し、移住相談に応じていくこととしています。また、各種の移住・定住対策支援事業を引き続き実施するとともに、ゆめが丘に定住促進住宅を新たに1棟建設するなどし、移住定住人口の増加を図ることとしています。

まちづくり支援事業につきましては、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業に対し、引き続き支援することとしています。

地方創生事業の育みの郷構想では、出産前から子育てまでの切れ目のない支援を行う、女性と子どものサポートセンターの運営、誕生祝福セール、子育て世代

の就労支援のための調査を行うこととしています。また、産前産後の不安解消など、安心した子育てへのサポートを行うため、産前産後ケア施設の整備を行うこととしています。

疎開保険につきましては、関東、関西圏を中心に、約170人の方に加入していただいております。加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの産品も大変好評を博しております。また、クレジット決済システムの導入、加入者特典の地元産品の充実など、さまざまな取り組みを行っているところですが、さらなる加入者の増加に努めてまいります。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費助成及び福祉有償移送サービス利用者助成を引き続き行うとともに、公的ボランティア団体に対してボランティア保険加入費用を措置し、ボランティアを行いやすい環境を整備します。また、引き続きおせっかいのまちづくりを啓発し、推進します。

高齢者施策では、わが町支え愛体制づくり事業を引き続き実施するほか、みんなで支え合う福祉の実現に向け、地域住民による支え合い活動を通し、地域の課題解決や支援体制を構築するための地域支え合い基盤づくり事業を、また、高齢者等が集まりやすく、過ごしやすい環境を整備するためのみんなで支える集落拠点整備事業を引き続き実施することとしています。

また、保育所等を利用する世帯に対して、第2子以降の保育料無償化を、在宅育児世帯に対しては、我が家で子育て応援給付金の支給による経済的支援を引き続き行い、子育て支援策の充実を図ることとしています。

町道維持管理事業において、新たに道路等愛護事業交付金制度を創設します。これは、地域住民で組織する団体による除草等の町道維持管理活動に対して支援を行うもので、公民連携及び共助の推進を図るものです。

観光振興につきましては、観光協会を中心とした本町への積極的な誘客とイベント展開に対する支援、さらには本町の魅力を十分に体験できる旅行商品造成への支援を行い、町内外の周遊観光など広域的な観光事業の強化を行うとともに、本年1月に設立し、4月から稼働するDMOの「麒麟のまち観光局」と連携を強化し、それぞれの強みを生かしながら新たな観光商品の開発や、プロモーション活動に取り組むこととしています。

新図書館建設事業では、子どもから大人まで多くの町民の皆さんにかかわって

いただき策定した基本構想・基本計画をもとに、基本設計及び実施設計を行うとともに、用地購入及び造成工事に着手することとしています。

以上、平成30年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について説明します。

議案第2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診の受診率の向上を目指した施策、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。なお、県、関係市町と連携を図り、事業の広域化に伴う事務処理をスムーズに進めてまいります。

議案第3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水质検査など維持管理に要する経費を措置しています。

議案第4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、中長期的な視点で施設の維持管理を行うためのストックマネジメント計画及び下水道事業変更計画を作成する経費を措置するとともに、ゆめが丘での下水道管布設に係る工事負担金を措置しています。

議案第7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護サービス、介護予防の給付費を措置するとともに、認知症予防教室、介護予防いきいき百歳体操の普及経費、また、町内5カ所で開催している住民主体のサービスである森のミニデイ、各集落でのミニデイに対する支援を地域介護予防活動事業として措置しています。

そのほか、地区で行う体操教室など地域リハビリテーション活動支援事業において、介護予防、重度化防止のための取り組みを行います。また、生活支援コーディネーターを引き続き配置するほか、地域での問題解決の場となる協議体の設置、認知症初期集中事業への経費のほか、地域ケア会議のさらなる充実を図り、

問題解決につなげるための経費を措置するとともに、東部圏域在宅医療・介護連携に要する経費を措置しています。

議案第9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算につきましては、施設の維持管理のための経費、老朽管の修理及び更新に要する経費のほか、給水車の購入費用及びゆめが丘での水道管布設に係る工事負担金を措置しています。

議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算につきましては、一層の患者確保に努め、健全経営を図るとともに、施設及び医療機器の修繕・更新に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算について説明します。

総務費のLED防犯灯設置推進事業では、設置費補助金の増額を、民生費の社会福祉総務費では、社会福祉協議会のバス故障に伴うバス管理事業負担金を、土木費の除雪事業では除雪委託料の増額を、それぞれ措置しています。

また、総務費の訴訟対策費では、本折畜産団地土地建物明渡請求訴訟結審に伴う訴訟事務委託料及び新たに訴えを提起する補助金返還請求についての訴訟着手金を、教育費の文化財保護事業では、重要文化的景観選定を広く周知するための経費をそれぞれ措置しています。

そのほか、全般にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに伴う調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、3億2,908万8,000円の減額であり、補正後の予算総額は、58億9,448万2,000円となりました。

また、議案第14号から21号までは、特別会計及び企業会計の補正であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件等につきまして説明します。

議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正につきましては、鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正に伴い、支援金の対象事業を迫

加するものです。

議案第23号 智頭町債権管理条例の制定につきましては、債権管理の強化を図るため、適正な債権の管理及び回収に関する一般基準など、必要な事項を定めるものです。

議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定につきましては、町有地の機能保全及び景観維持を図るため、必要な事項を定めるものです。

議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正につきましては、平成30年4月1日からの広域化に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正に伴い居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。

議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、国民健康保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第29号 旧塩屋出店及び西川克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、指定管理者の管理の期間を、指定を受けた年度の翌年度から3年間に変更するものです。

議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正につきましては、保護する文化財に「文化的景観及び伝統的建造物群」を追加するものです。

議案第31号 智頭町都市公園条例の一部改正につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設率の上限設定について所要の改正を行うものです。

議案第32号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、新たに歯科を開設することなどについて、所要の改正を行うものです。

次に、議案第33号から議案第39号までは、公の施設における指定管理者の指定についてです。指定管理者については、智頭温水プールほか7施設の指定期間満了に伴い、外部の有識者を含めた選定委員会を開催し、指定先を選定しましたので議会の議決を求めるものです。

議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、町道3路線、林道1路線及び林道の橋梁点検を、また、学校給食センター施設修繕及び機器更新を新たに追加することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第41号 第7期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定につきましては、3年に1度の計画見直しを行いましたので、議会の議決を求めるものです。

議案第42号 智頭病院改革プランの変更につきましては、平成30年度の医療法改正などに伴い、プランの変更を行うことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第43号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止につきましては、鳥取市と智頭町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、議会の議決を求めるものです。

議案第44号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協定の締結につきましては、鳥取市及び岩美町、若桜町、八頭町並びに兵庫県新温泉町で構成される圏域において連携中枢都市圏を形成するため、鳥取市及び智頭町の間において連携協定を締結することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更につきましては、八頭環境施設組合の解散に伴い、同審査会を共同設置する地方公共団体から同組合を削除するための規約の一部変更について、議会の議決を求めるものです。

議案第46号及び議案第47号の訴えの提起につきましては、補助金返還請求の訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第48号 字の区域の変更につきましては、大字西谷地内の地籍調査事業に伴い、大字西谷地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第49号 字の区域の変更につきましては、大字芦津地内の地籍調査事業実施に伴い、大字芦津地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第50号 平成29年度智頭病院事業会計資本金の減少につきましては、資本金の一部を企業債に振りかえることについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主

管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

日程第5．議案第22号から日程第32．議案第49号まで 28案
一括上程

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから日程第5、議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正についてから、日程第32、議案第49号 字の変更についての28議案を一括して議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第22号 智頭町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正についてでございます。

議案書、議案説明書ともに1ページとなります。

この改正は、鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものであります。議案名の変更並びに第1条、第2条において、自然災害を指定災害と定め、被災者生活支援法に規定する自然災害とし、支援の対象を半壊の居宅にかわる住宅の建築または購入、一部の損壊の世帯の居宅の補修等、別表のように拡大するものであります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第23号 智頭町債権管理条例の制定についての補足説明を求

めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

議案第23号 智頭町債権管理条例の制定についてでございます。

議案5ページをごらんください。議案説明資料概要は1ページです。

この条例は、適正な債権の管理及び回収に関する一般基準をまとめ、明確にし、債権の管理の強化を図り、また、事実上回収が不可能な債権を整理いたしまして、徴収すべき債権を的確に管理することで、徴収の効率化を図ることができるような必要な事項を定めるものです。

第1条に目的、第2条に定義を定めるとともに、地方自治法施行令に定めのある強制執行や徴収停止など、条例内にまとめまして、第14条では私債権等の放棄については放棄できるものを具体的に記述しております。議案説明資料の1ページのほうにありますけども、破産法や民事再生法の規定に基づき債権が免除された方でありますとか、行方不明者や死亡者といったことを挙げております。なお、債権放棄した場合には第15条で議会への報告を定めており、地方自治法第96条の規定により本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この債権の範囲ですね。例えば、以前の決算審査のときに提起した、本折の小集落事業にかかわって町が土地を売却して、それに対しての未収金が残っているんですが、その未収金も債権と見なされるわけでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） そのように思っております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 当然債権となると、決算のときにその金額が決算書には記載されてくることになりますね。どうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼しました、訂正させていただきます。

先ほど言われた未収金ですが、それはちょっと私のほうの勘違いで、想定している債権には入っていません、失礼しました。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほど未収金も債権だという判断ですね。そうした債権と判断したならば、町の決算書の中に智頭町が払っていただかなければその債権という判断で、決算書にもそれは記載されてくるようになるんですかという質問ですので、どうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

訂正させていただきます。先ほど私のほうが債権だと思いますと答えたんですけども、ちょっと思っているのと違ひまして、本折のほうにつきましては私債権というふうなことで判断はしておりません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案第24号 智頭町町有地等における放置自動車の適正な処理に関する条例の制定についてでございます。

議案10ページをごらんください。説明資料のほうは2ページであります。

この条例は、町有地の放置自動車に対する処理に必要な事項を定めまして、町有地の機能保全及び景観維持を図るために放置自動車の認定調査、撤去勧告及び命令を行うとともに、撤去が必要な場合は町が撤去、保管、さらには町が放置自動車を処分できるように条例を定めており、地方自治法第96条1項の規定により本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この町有地に放置されている自動車等があったときに、当然撤去についてはその持ち主に撤去を求めていくようになっていると思うんですが、そうした措置をした後でどうしてもそれに応じないとか、その持ち主が不明の場合には町がかわって代執行というか、撤去していくということになる。その費用も当然町が持つというような、そういう運用の仕方になるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） はい。そのようになる予定です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第25号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

議案書14ページ、説明資料は2ページとなります。

国民健康保険事業の広域化に伴い、所定の改正を行うものであります。今回の制度改正により、県においても国民健康保険運営協議会が発足するため、まちの国民健康保険運営協議会の記述など、必要な条文の見直しを今回行うものでございます。地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第26号 智頭町介護保険条例の一部改正についてでございます。

議案書16ページ、説明資料は3ページとなります。

介護保険施行令第38条の改正により、所得段階の所得額を第7段階から第9段階について一部変更しております。また、介護保険法の一部改正に伴い、第13条において質問権の対象範囲が、第2号被保険者も含める拡大がなされるものに伴って行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第27号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

議案書18ページ、説明資料は3ページとなります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅支援事業所の指定は市町村が実施することとなったため、必要な事項を定めるものであります。

今回、指定居宅支援の事業の人員及び運営に関する基準該当居宅介護支援の人員及び運営に関する基準並びに指定居宅支援事業者の指定の申請者の資格を定めております。

施行期日は、平成30年4月1日からとなります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 議案第28号 智頭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書30ページ、説明資料4ページとなります。

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係制令の整備に関する制令が施行されたため、所要の改正を行うものでございます。

国民健康保険の被保険者であって、国民健康法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされる者が後期高齢者医療制度に加入した場合に、当該住所地の特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることを定めるものとなります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) 議案第29号 旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

議案書33ページで、議案説明書は4ページとなります。

現行の条例としまして、指定管理期間が平成30年3月31日までとなってい

るため、来年度の指定管理者協定者の締結に向け、所要の改正を行うものであります。指定管理者の管理の期間を、指定を受けた年度の翌年度から3年間とするものであり、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議案第30号 智頭町文化財保護条例の一部改正についてでございます。

これは、保護する文化財に文化的景観及び伝統的建造物群を加えることについて、文化財保護法の改正により所要の改正を行うため、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第31号 智頭町都市公園条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部地域整備課長。

○地域整備課長（矢部久美子） 失礼します。

それでは、議案書37ページをごらんいただきたいと思います。説明資料は5

ページでございます。

議案第31号 智頭町都市公園条例の一部改正について。

これは、都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設率の上限設定について所要の改正を行うことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

都市公園法の適用となるのは、本町では具体的には愛宕公園でございます。これまで、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合は、都市公園法施行令により国が一律に定めておりましたが、地域の実情に応じた整備を可能とするという観点から、当該公園を設置している自治体の条例で定めるよう面積割合の参酌基準化がなされ、上限を100分の50として定めるものです。

施行日は平成30年4月1日であります。

以上で議案31号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は1時ちょうどです。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 再開します。

日程第15、議案第32号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） では、議案書39ページ、説明資料では6ページの上をごらんください。

議案第32号 智頭町病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、平成30年度歯科の開設及び産婦人科を婦人科に改め、耳鼻咽喉科を削除するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第33号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議案第33号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭温水プール）。

議案41ページをごらんください。

施設の名称、智頭温水プール。指定管理者、大阪市北区梅田1丁目11番4-2100号、株式会社エヌ・エス・アイ、代表者の氏名、近藤雅彦。

指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。指定の理由、智頭温水プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17、議案第34号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第34号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）。

公の施設の名称は、智頭町老人福祉センターとなります。指定管理者は八頭郡智頭町大字智頭1795番地1、特定非営利活動法人和の輪、理事長、前村隆司。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとなります。指定の理由ですが、智頭町老人福祉センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、特定非営利活動法人和の輪を指定管理者として指定しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）の補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 43ページをお願いいたします。

議案第35号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町農業団地センター）。

公の施設の名称は、智頭町農業団地センターであります。指定管理者、鳥取市行徳1丁目103番地、鳥取いなば農業協同組合、代表理事組合長、谷口節次です。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までです。指定の理由は、智頭町農業団地センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取いなば農業協同組合を指定管理者として指定しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19、議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について（智

頭町立智頭町総合案内所)の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) それでは、議案44ページをごらんください。

議案第36号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町立智頭町総合案内所)。

公の施設の名称は、智頭町立智頭町総合案内所です。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、一般社団法人智頭町観光協会、会長、米井哲郎。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までです。指定の理由につきましては、智頭町立智頭町総合案内所の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人智頭町観光協会を指定管理者として指定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20、議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について(国重要文化財石谷家住宅)の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長(國岡厚志) 議案45ページをごらんください。

議案第37号 公の施設における指定管理者の指定について(国重要文化財石谷家住宅)。

公の施設の名称は、国重要文化財石谷家住宅です。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭396番地、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団、代表理事、長石彰祐です。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までです。指定の理由ですが、国重要文化財石谷家住宅の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案46ページをごらんください。

議案第38号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）。

公の施設の名称は、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館です。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、一般社団法人智頭町観光協会、会長、米井哲郎です。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までです。指定の理由として、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この西河克己映画記念館の観光協会が指定管理を受けているんですが、実質的にここの部分については、個人の方がそれこそボランティアで活動しているような実態があるように思うんですが、具体的にこれは観光協会が映画記念館をどのように管理しているんでしょうか。ちょっとそこら辺についてお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ボランティアではなくて、一定の費用を出してお願いしております。済みません、金額については今、持ち得ておりませんので明確にはできませんけども、ボランティアではなくお願いして委託をしていただいております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） では、具体的にこの観光協会が管理していなくて、間接的という意味でしょうか。観光協会がその方にこの指定管理料の中からお金を出して見てもらっているという、そういう状況ですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 西河克己映画記念館においては、ご存じのとおり精通された方がいらっしゃいますので、その方に管理をお願いしているということで、指定管理料の中から捻出しているということでご理解いただければと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）の補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議案47ページをごらんください。

議案第39号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町消防団本町分団屯所）。

公の施設の名称は、智頭町消防団本町分団屯所です。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭396番地、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団、代表理事、長石彰祐です。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。指定の理由ですが、智頭町消防団本町分団屯所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) それでは、議案48ページ、議案説明書の6ページをごらんください。

議案第40号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてです。

智頭町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

概要としましては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中において、市町村道の源平線(改良)、川戸穂見線(改良)、和田平3号線(ゆめが丘線)(改良)、林道穂見3線(改良)、橋梁定期点検、林道の橋梁点検を追加するものであります。

教育の振興におきましては、教育関連施設、給食センター施設修繕及び機器の更新を追加するものです。

施行期日においては交付の日としております。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番(岸本眞一郎) 和田平3号線、旧も載っているんですが、このかつこの仮称がついたという改良という意味合いでしょうか。ここはどういう意味合いでしょうか。

○議長(谷口雅人) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) そのとおりでございます。下層計画のほうにゆめが丘線という表現がありませんでしたので、今回あわせて追記しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第41号 第7期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書54ページをごらんください。

議案第41号 第7期智頭町高齢者福祉計画・智頭町介護保険事業計画の策定についてでございます。

今回、3年に1回の計画の見直しを行いましたので、智頭町議会規則条例9条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

平成30年から32年度までの介護サービス料と給付料の見込み及び高齢者が地域で暮らす体制づくりの計画を定めるものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第42号 智頭病院改革プランの変更についての補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案書55ページをごらんください。説明資料では7ページの上になります。

議案第42号 智頭病院改革プランの変更についてにつきましては、平成28年度を初年度に5カ年計画ですが、病院に影響のある療養病棟の廃止が本年度末であるため、2カ年計画で策定していました。

平成30年度の医療法改正に伴い、入院医療区分の編成を受け、平成30年度から3カ年のプランの設定を行いました。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この改革プランの中身について、本当は説明があつて、それに対して質疑という形ならわかりやすいし、質問しやすいんですが、資料も余り、間際になって出てきたような中なので、ここでは中身については説明はしていただけませんか。所管ではいろいろ聞けるんですが、所管外の委員は多分ここでないと聞けないと思うのですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 答弁の可能な範囲内ではよろしいかと思えます。

この件に関しては、まだ動く部分がある可能性があるからということで、留保してほしいということで申し出が上がっておりますので、申しわけありません。

まだ、動く部分がある可能性があるということで、留保してくださいということです。9日の全協できちんとした説明ができると思えます。

それでは、ほかにありませんか。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） プランについては、今お出ししているプランで行っていきたく思いますし、詳しくは9日の日に、今、議長のほうからありましたけども説明させていただこうと思えますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 後で説明はいいんですが、本来はこの本会議で質疑というのが正式に記録に残るので、あとは全協の中でということになると、なかなかここら辺はちょっと、本会議制を智頭町議会がとっている中では、今回の場合ちょっと時間的にやむを得ないと思うんですが、これからはそういうところにちょっと留意はしていただきたいので。

○議長（谷口雅人） その旨、病院のほうにつきましては、今後対応を可能な限り議会に間に合う形でよろしく願います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26、議案第43号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書56ページをごらんください。

議案第43号 鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてでございます。

鳥取市と智頭町との定住自立圏の形成に関する協定書を廃止することについて、議会の議決すべき事件に関する条例第2項の規定により、本議会の議決を求めるものです。これは、連携中枢都市圏に移行することに伴う廃止の議案となっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第44号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案57ページをごらんください。

議案第44号 鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてです。

地方自治法252条2第1項の規定により、次の鳥取市及び八頭郡智頭町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することの協議に関し、同条第3項の規定により本議会の議決を求めるものです。

連携協約の中身につきましては、59ページに詳しく掲載しております。大きく3つございます。1、圏域全体の経済成長の牽引に伴う鳥取市及び構成町の役割。第2、60ページにございます、工事の都市機能の集積強化における鳥取市

及び連携町の役割。3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に伴う鳥取市の役割、構成町の役割を明記しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28、議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書64ページをごらんいただきたいと思います。あわせて議案説明資料7ページの下段でございます。

議案第45号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更についてでございますが、八頭郡環境施設組合の解散に伴いまして、この審査会を共同設置する地方公共団体から同組合を削除するため、規約の一部を変更することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第46号 訴えの提起についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案66ページをごらんください。

議案第46号 訴えの提起について。

地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものです。相手方は、住所、鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷262番地、氏名、八十八や代表

取締役、上野俊彦。

訴えの理由といたしまして、中山間地域におけるまち興しと新たな産業を創出するために、大麻栽培者としての免許を取得し、産業大麻の栽培を始めました。しかしながら、平成28年10月4日に違法大麻所持で逮捕され、同月19日に鳥取県から大麻栽培者の免許を取り消されております。

町として新たな産業や雇用の創出に期待していたところであり、智頭町若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金制度を活用し、補助金を出しているところですが、取り消しによりまして事業の継続が不可能となったと同時に、鳥取県から同様の補助金を決定取り消しとなり、返還を余儀なくされているため、補助金の交付決定を行い、返還について協議を行おうとしていましたけども、再三の出席依頼にも応じず、具体的な協議ができないまま1年間を経過したことによる提起となっております。

訴訟の方針としまして、第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30、議案第47号 訴えの提起についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案67ページになります。

議案第47号 訴えの提起について。

この訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものです。

相手方は住所、鳥取県八頭郡智頭町大字八河谷262番地、氏名、上野俊彦。

訴えの理由といたしましては、先ほど説明したものと内容が同じであります。具体的な協議が進まないことが見込まれるため、相手に対し、補助金返還請求の訴えを提起するものでございます。

訴訟の方針としましては、第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31、議案第48号 字の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書68ページ、説明資料は8ページをごらんください。

議案第48号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第260条第1項の規定により、大字西谷地区の地籍図及び地籍簿の国土調査法第19条2項の規定による認証の日から、本町内の字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものです。

平成28年6月から8月までに実施いたしました、地籍調査事業の大字西谷地区の一部、計画面積3.07平方メートルの一筆調査を実施した成果により変更するものでございます。

具体的な変更については、議案の70ページに字界の変更調書がございます。このとおりに変更するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32、議案第49号 字の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書 71 ページ、同じく説明資料 8 ページとなります。

議案第 49 号 字の区域の変更についてでございます。

同じく、法に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

平成 28 年 6 月から 9 月までに実施いたしました、地籍調査事業の大字芦津地区の一部、計画面積 0.32 平方キロメートルの一筆調査を実施した成果により変更するものでございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 22 号から議案第 49 号までの 28 議案につきましては、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号から議案第 49 号までの 28 議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第 33. 議案第 1 号から日程第 44. 議案第 12 号まで 12 案

一括上程

○議長（谷口雅人） 次に、日程第 33、議案第 1 号 平成 30 年度智頭町一般会計予算から、日程第 44、議案第 12 号 平成 30 年度智頭町病院事業会計予

算の12議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、一般会計予算の質疑については、歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と、債務負担行為から地方債の5区分。

その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出にわけて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認め、一般会計予算の質疑については歳入と歳出の款ごとに、議会費から民生費、衛生費から土木費、消防費から予備費と、債務負担行為から地方債の5区分。

その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出にわけて行います。なお、質疑に当たりましては必ずページを示してください。

日程第33、議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長(矢部 整) そういたしましたら、議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

あらかじめお配りしております平成30年度当初予算の概要というこの表でありますとか、グラフを用いた資料でございます。こちらの説明で概要の補足説明とかえさせていただきます。

まず、平成30年度の一般会計予算額は、60億1,200万円でございます。前年度と比較しまして4,700万円、0.8%の増であります。これは、各種事務事業の見直しにより歳出の縮減に努めたところではありますが、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、地方創生総合戦略各施策の推進を初め、地域で支え合う福祉の体制づくり、子育て支援、移住定住促進対策、林業・農業の振興、消防防災体制の整備、道路・橋梁などのインフラ整備、平成32年度の開館を目指した新図書館整備事業の着手などにより、この予算規模となっております。

それでは、まず1ページの歳入から説明させていただきます。

町税につきましては、前年度に比べ264万円の減額となっており、7億430万8,000円を見込んでおります。

なお、グラフ下欄に増減の主なものを掲げておりますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

町税のうち、市町村民税につきましては、39万2,000円の減収を見込んでおります。これは、個人にあつては給与所得の増により増収を見込んでおりますが、法人については大口法人分の減によりまして、670万円余りの減収を見込んでいることによるものであります。また、固定資産税につきましても償却資産分の減により、190万円余りの減収を見込んでおります。

次に、地方交付税であります。地方財政計画において交付税の減額が示されておりますが、平成29年度実績として約29億円程度の収入を見込んでおることから、前年と同額の24億8,000万円としております。

分担金及び負担金につきましては、244万円増額の4,288万5,000円としておりますが、これはゆめが丘での水道管及び下水道管布設に係る工事負担金として、合計990万円を措置したことによるものです。なお、職員派遣負担金につきましては、宮城県南三陸町への職員派遣が終了することにより減額としております。

国庫支出金につきましては、4,094万1,000円の減の4億8,630万4,000円としております。主な要因としましては、地方創生推進交付金の減額、また臨時福祉給付金がなくなることからの減であります。

次に、県支出金につきましては5,208万5,000円の減額の5億4,072万9,000円としております。これは、すぎっ子バス更新等による生活交通体系構造支援補助金が1,000万円余りの増となっておりますが、地籍調査事業補助金の減、林道宇波竹之下線の事業終了による公共林道改良事業費補助金の減、また、森林整備地域活動支援交付金事業補助金の減などが主な要因となつて減額となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を1,000万円、地域活性化基金繰入金を1,060万7,000円、それぞれ減額し、消防施設整備基金ほかを減額した結果、合計834万7,000円増額の6億9,529万7,000円を繰り入れることとしております。

繰越金につきましては、1,600万円減額の5,200万円を見込んでおります。

町債は、1億3,470万円増額の7億2,480万円としておりますが、こ

れは新図書館整備事業着手に伴う社会教育施設事業債、すぎっ子バス更新に伴うコミュニティバス運行事業債の増などに伴う、過疎のハード分の増が大きな要因であります。過疎のソフト分につきましては、企業立地促進補助金、智頭材出荷促進補助金などに充当するため、前年度同額の1億4,740万円を計上しております。

緊急防災減災事業債につきましては、消防ポンプ自動車の分の減により減となっております。

臨時財政対策債につきましては、今年度実績をもとに1,050万円増の1億4,500万円としております。

続きまして、2ページをめくっていただきたいと思います。

歳出の状況ですが、性質別について概要を説明させていただきます。

まず、人件費です。5,267万2,000円の減額となっておりますが、退職手当組合特別負担金の減が要因であり、これは退職者数の減によるものであります。

物件費につきましては、臨時台帳整備業務委託金などの増に伴いまして1,883万円の増額となっております。

扶助費につきましては、生活保護扶助費、障害者給付費の増などにより3,667万9,000円の増額となっております。

次に、補助費等ですが、557万円の減額となっております。このうち、増額となっておりますものは、岩美消防署、八頭消防署建設などに伴う東部広域行政管理組合消防費負担金の増のほか、我が家で子育て応援給付金の増、いざなぎ振興協議会及び山郷振興協議会に対する空き校舎等利活用実施事業補助金、企業立地促進補助金の増、智頭材出荷促進事業補助金の増などがあります。減額については、住宅改修事業補助金の廃止のほか、制度廃止に伴う臨時福祉給付金の減、森林整備活動支援交付金、間伐支援補助金などの減であります。

普通建設事業につきましては、4,080万9,000円の増額となっておりますが、増額となっているものは新図書館の整備着手に伴う増のほか、すぎっ子バスの更新、定住促進住宅の建設などがあります。減額となっているものにつきましては、地籍調査事業の減、地方創生推進事業のうち人材再生駐屯地事業としての空き校舎・空き家改修の減、公共林道事業の宇波竹之下線の改良事業の終了、体育施設管理事業の智頭温水プール空調・給湯設備修繕の終了などがございます。

積立金及び貸付金につきましては、定住促進基金及び地域活性化基金への新規積み立てを見送ったことによりまして、2,863万2,000円の減額となっております。

繰出金につきましては、ストックマネジメント計画策定に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の増のほか、介護保険事業特別会計繰出金の減、上水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業へのそれぞれの会計への経営戦略策定に伴う措置の減であります。

それから、繰り出し基準の見直しによりまして、病院事業会計繰出金の減などにより、総額としましては197万2,000円の減額となっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。目的別の歳出の状況でございます。

総務費につきましては、まちづくり事務費、地方創生推進事業、地域支援推進事業などが減額になったことによりまして、4,971万3,000円の減額となっております。まちづくり事務費は杉の木茶屋解体工事の減、地方創生推進事業は人材再生駐屯地事業整備としての改修等の減、地域資源推進事業につきましては地域活性化基金積立金の減などが要因であります。なお、コミュニティバス運行事業の増額はすぎっ子バスの更新に伴うものであります。

民生費は、障害者福祉費、生活保護総務費、生活扶助費などの増額のほか、臨時福祉給付金事業の減額、智頭放課後児童クラブ施設整備費などの減などによりまして、合計としましては1,020万9,000円の減額となっております。

衛生費は、漏水修繕による保健センター管理事業の増額のほか、病院事業会計繰出金の減による病院施設費の減額などにより、こちらも416万7,000円の減額となっております。

農林水産業費につきましては、9,583万円の減額となっております。そのうち増額の主なものにつきましては、地域おこし協力隊の新たな配置等による本物の農産物づくり推進事業の増額、智頭材出荷促進事業補助金の増、因美線及び箆山線に係る県営林道負担金などであります。智頭材出荷促進事業につきましては、さらなる出荷の促進を図るため、1立方メートル当たりの単価を前年度と同額の1,200円に据え置いた上で、前年度当初措置出荷量の3万8,800立方メートルを上回る、4万3,100立方メートル分の補助金を確保しており、手数料も含め555万円増の5,871万6,000円を措置しております。

減額の主なものは、森林セラピー事業のロード整備などハード事業の縮小による減額のほか、実績に基づく事業面積、事業量の減による森林整備地域活動支援交付金事業及び美しい森づくり基盤整備事業の減額、地籍調査事業の減、公共林道事業の減額などであります。

商工費につきましては、旧那岐保育園下水道工事設備投資の増に伴う、企業立地促進補助金の増などにより商工振興費などが増額になっておりまして、4, 161万3, 000円の増額となっております。

土木費につきましては、小型ドーザー1台の更新及び集落などに貸与するための小型除雪機4台の購入に伴う除雪事業の増額のほか、公共下水道事業特別会計繰出金の増に伴う下水道事業の増額などにより、557万1, 000円の増額となっております。なお、地方創生整備交付金事業につきましては、県営林道事業に統合のため廃止となっております。

消防費につきましては、東部広域行政管理組合消防費負担金の増及び八頭消防署智頭出張所建設用地取得費用の増に伴う常備消防費の増額はあるものの、消防ポンプ自動車更新費用の減により消防施設への減額、防災備蓄用品の減に伴う防災費の減額により、1, 540万1, 000円の減額となっております。

教育費につきましては、新図書館建設事業の基本設計、実施設計、用地取得、造成工事などの経費、1億6, 518万9, 000円を措置したことにより、1億4, 504万5, 000円と大幅な増額となっております。その他増額の主なものとしましては、指導助手1名増に伴う外国人指導助手招致事業、地域おこし協力隊の増員及び塀の修繕に伴う石谷邸保存活用整備事業であります。反対に減額になっております主なものは、智頭小学校管理事業の体育館照明設備修繕の減、施設管理事業では智頭温水プールの大規模改修の減であります。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

基金の状況につきましては、平成29年度3月補正後の基金残高は約25億5, 900万円で、前年度から約9, 000万円の減額を見込んでおります。

積立金は地域活性化基金1, 000万円、定住促進基金2, 000万円、そのほか公共施設整備基金600万円など、約308万円を予定しております。取り崩しにつきましては、財政調整基金6, 800万円、定住促進基金1, 600万円、地域活性化基金2, 900万円、まちづくり振興基金600万円、消防施設整備基金600万円、減債基金100万円などで、約1億2, 800万円となっ

ております。

この結果、9,000万円の減額を見込んでおりますが、特別交付税3月分がまだ今後収入となりますので、年度末の決算状況を勘案して財政調整基金等の取り崩しの調整、または基金の新たな積み立て等を検討することとしておりますので、決算時の基金残高は平成28年度末とほぼ同額程度を確保できるものでないかと試算をしております。

公債費の状況につきましては、一般会計での数値ですが平成30年度うちの起債予定額7億2,480万円、元金償還予定額4億7,951万1,000円、差し引き平成30年度末の起債残高見込み額が79億2,985万円となる予定でございます。

簡単であります、以上が一般会計予算の総額であります。なお、もう一つの資料であります主要事業につきましては、この後9日の予算特別委員会において説明させていただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 今、30年当初予算の概要ということで説明をさせていただきました、この4ページの公債費の状況です。いわゆる起債償還に当たるわけですが、これが約5億3,600万円ですね。新たな起債が1ページの上のほうで町債という欄に7億2,400万円となっていて、返す金額より借りるほうが約2億弱ですか、1億8,900万円多いというふうな状況になっておりますけど、そのあたりについてはどうですか。説明はいろいろとしていただきましたけども、ちょっと答弁お願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 元金の償還につきましては、公債費につきましては、過去の大規模事業、ここの一番最後のページに、下のほうに起債残高の推移ということで出ておりますが、例えば小学校でありますとか、中学校の借りたものの償還がいよいよ始まってきております。その関係で起債の償還額がふえつつあります。

それと、新たに借りる分もありまして、その差額によりまして、ここの公債費の状況の見通しのところにありますように、29年度を境に公債費の見通しとしてはふえつつあるという状況になっております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 過疎債とかは、大体事業が完了してから3年後からとか、5年後からとかということであるみたいですけど、そういうのはわかるんですけども、この基金の繰り入れですが、1ページのほうにもありますけども、約7億円、6億9,500万円となっていて、そのうちの財政調整基金が6億4,000万円になっているという。

基金は、目的を持ってやるというのは当然だと思いますし、有効に使えばいいと思いますけども、財政調整基金ということになりますと、前年もちよっと調べると、6億3,000万円繰り入れしているというような状況もあるみたいですから、ちよっとその辺がどうなのかなというように心配するところもあるんですけどいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） この後、補正のほうでも説明をさせていただきますが、財政調整基金につきましては、3月補正後で6,000万円程度ですか、ぐらいに減額ということにしております。その中で、先ほども説明させていただきましたが、最終的な決算では3月の特別交付税、これの状況、それから年度末の決算の状況を見まして、取り崩しはゼロとなるような方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） まだ確定していないところもあるということで、それはわかりましたけども、今年度の大きな歳出の部分で言うと、図書館の建設事業というのが一番大きいのかなというふうにも思うんですけど、これは1億6,000万円ということで、その他コミュニティバスの更新ということもあるように思うんですけども、物すごい大きな事業がない状況の中で、前年度を上回る予算規模というふうなところになっているので、いろんな事業が積み重なってこういうふうな、60億を超えるような予算規模にはなっていると思うんですけども、ち

よっとそのあたりの固定経費も膨らんでいるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、そのあたりいかがですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） この2ページのほうの歳出の状況、性質別を見ていただければわかると思いますが、固定経費であります物件費、これは固定経費ではございませんが、例えば扶助費3,800万円の増額となっています。これは、障がい者に対する扶助でありますとか、生活保護、これらの関係で年々ふえつつあることは事実でございます。普通建設事業、これは投資的経費、先ほど言われた図書館の建設事業等々であります。若干ほかの事業を減らして4,000万円の伸びということに抑えております。そのような関係でいろいろな固定経費としましては、伸びつつあるものを抑えながら対処するという予算の組み方をしております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 歳入の中で、この自主財源の町税ですね。特に法人税が減少したという話ですが、確かに去年1社、中堅企業が鳥取市に出られた、その影響が今年度は織り込まれているという状況でしょうか。もし、大体それでどのくらい減収になるか、わかる範囲でお知らせください。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 予算書の中で200万円程度だと認識しております、法人の減としましては。その1社だけではなしに、例えば事業の決算で、ほかの大口企業についても、決算が若干伸びなかった関係で減額となっている事業もございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは特に、その個人も所得が伸びている、企業も経済が好調ということで、本来なら減収要因はないと思うんです。その大きな減収要因というのは、智頭町で事業をやっていた企業が外に出て行って、その法人税が多分減ったという要因が、大きな影響を及ぼしているんじゃないかなと思われるんですけど、そういう状況はないんでしょうか、そこら辺はどうですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 私が査定の中で聞いている範囲では、申告状況により減額となっているということで、この推計だということで聞いております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 全体の総額の金額はそういう把握でよろしいんですが、細かな要因というものについてそこまでは分析していない、把握していないということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 個々の企業についてのことも一覧はいただいておりますが、それぞれの対比の中でこの数字が出ているということですので、合計の中で。それぞれがどうだというようなことの中の、事業の中身までは存じ上げておりませんので、そこまでの分析はしてありません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 地籍調査事業が、結構予算が順調に伸びてきて進捗状況も上がってきたんですが、今年度結構3,000万円近く落ちているということなので、これによる地籍調査事業の進捗状況、今後も含めてそこら辺はどういうぐあいに把握しているんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、項が違いますので、費目が違いますので、これは民生費ですので、議会費から民生費です。後ほどに。これは留保します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほど言いましたように、地籍調査事業が結構大幅な3,000万円近く減額だということで、これまで想定しておった進捗状況に影響が

あるのではないかなという心配があるのですが、今後の見通しも含めてどのように今、考えているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 予算と地籍調査事業の進捗についてのご質問でございますけども、既に何回かご説明申し上げておりますとおり、地籍調査事業は当初、終了年限まで約40年というものをさまざまな直営方式の導入であるとか、山林の調査の森林組合の委託であるとかというような指標を使って、30年に短縮するという点については現在も予定どおり進めております。

この補助金の減額ということについては、その事業量が減少することと直接結びつくものではございませんので、毎年の事業費と補助金の関係というのは各工程ごとの進捗によって事業費、補助金というのが定まってまいりますので、予定としては10年短縮の予定で、予定どおり進んでいるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、消防費から予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、全体を通して質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 町長がこの提案理由の中で説明されたんですが、火葬場を来年度から鳥取市に出ていくという方針を出されたんですが、今の智頭町の財政状況の中で火葬場を建て直すということが、そんなに大きな負担になると感じているのでしょうか。そこら辺はどのような判断で、鳥取市に出るといような判断に至ったのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金児副町長。

○副町長（金児英夫） 建設費がどうだということだけではありません。年間の維持管理というものを踏まえて、そういう意向を出したということです。これは、きのう、きょう始まったことじゃなくて、こうなるよということはもう既に、何年も前から説明をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 方向性としてはそういうぐあいについていたとしても、現実に関、私たちが審議する議会には、どのくらい負担になるかという目安も出ていないし、出ることによっての負担が幾らというようなことも示されていない。本来なら、そこら辺はしっかりとした資料を示した上で、こういうぐあいにやりたいと思いますという提案に至らないと、私たちというのは判断ができないんです。

だから、多分前回の総務委員会の中で、仮に建設、建て直しをしたとするとどのくらいかかるのか、そういう見通しも出してくれという判断をしていましたので、当然、今後この予算の分科会等でそういう資料等も出していただいて、説明をしていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

金児副町長。

○副町長（金児英夫） 総務委員会の中でそういう意見もありましたので、この議会中にそういった機会を設けて、説明をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 関連なんですけれども、そのような数字が出ていない中、この提案理由の中で、この火葬場は31年度から火葬場の存続を断念しとかいう、断定的な明確なこの表現というのはいかがなものかと思います。やはり数字を出していただいて、審議して進めるべきでありまして、これは議会軽視としか思えないのですが、そのところいかが思われますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 金児副町長。

○副町長（金児英夫） 町長の思いですので、そこは。それは否か是かというのは、また別の話だと思います。町長の思いとして、いつだということはわからな

いけどもということじゃなくて、31年というものを見据えてやるという表現です。それは断定的だとかいうのは、とるほうの思いだとは思いますが。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

日程第34、議案第2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第2号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計です。

予算書の141ページをごらんください。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,039万6,000円とします。12月末現在の国保加入世帯は1,060世帯、被保険者が1,713名となっており、その方の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、152ページをごらんください。平成30年4月からの広域化に伴い、費目の多くが変更となり、前年との比較ができない状況となっておりますことをご了承ください。

総務費につきましては、職員人件費、システムに係る経費並びにシステム改修費を措置しております。

154ページ、155ページの保険給付費につきましては、今年度の医療費の状況を勘案し、推計し計上しておりますが、退職者被保険者は対象者の減少により大きく減額となっております。

156ページからの国民健康保険事業納付金につきましては、平成30年度新設されたもので、これまで国保連合会に支払う財政共同安定事業拠出金、高額医療共同事業拠出金に当たる費目となっております。この納付金は市町村が支払う保険給付費を、県が市町村に交付するための財源として県が徴収するものとなっております。

157ページの保険事業費では、智頭病院に委託している町ドックや特定健診等の事業費を計上しております。

歳入につきましては、147ページからとなります。

149ページにある、平成30年保険給付に伴った県からの保険給付費の交付金が、広域化に伴って県から保険給付費交付金ということで入ってまいります。また、一般会計繰入金、基金繰入金を充て、国保税を調整し予算計上をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35、議案第3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

議案第3号 平成30年度智頭町簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出の総額それぞれ999万5,000円と定めております。

歳出から説明させていただきます。172ページからごらんください。

一般管理費、排水費、水道普及費となっておりますが、一般管理費のほうは大きく減額しておりますが、これは平成29年度経営戦略の委託料を含んだものでありまして、その分が減額となりまして金額の28万3,000円は大体通年どおりでございます。

排水費のほうは逆に943万3,000円と、183万1,000円ほどふえております。これは、橋梁添架工事の県の委託工事請負費、この分がふえておるものと、手数料のほうで書いておりますが水質検査料が3年に一度、検査項目が36項目から51項目にふえることによる差額の分を含んでおります。水道普及費については、例年どおりの金額を組ませていただいております。

1 ページ戻っていただきまして、171 ページ、歳入でございます。

給水使用料、これが5,843万円から5,169万円、比較で674万円ふえてございます。うち、27万4,000円は工事に関する地元負担金が含まれております。繰入金としましては、一般会計繰入金、これは減っておりますけれども、先ほど申しました経営戦略分がなくなりました関係上で減ったものでございます。雑入としましては県の補償工事、先ほどの歳出で申しました工事請負費の県の補償費をそのまま89万5,000円入れております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

予算書173ページをごらんください。予算説明資料は特別会計のほうの18ページです。

議案第4号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ312万3,000円としております。

まず、歳出についてですけれども179ページをごらんください。

住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業で起債の償還に要する経費を、住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業では一般会計への繰出金をそれぞれ計上しております。また、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る人件費と事務経費を計上しております。

次に、歳入ですけれども、178ページのとおり、県補助金、貸付金元利収入をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この諸収入の分がまず対前年比、半分近く減っているんですが、これは償還が完了した方が多くなったので、この貸付金収入が減ったという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 全体が減っているわけではないんですけども、死亡だったりとか不明だったりとかで、貸付収入がなかなか見込めないということで予算を措置しております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 説明がわかりにくかったんですが、ではこの要因ですね。貸付金収入が減ってきた要因は、償還が完了した人がふえて返す人が少なくなったということじゃなしに、返さないといけない人がいるんだけど、死亡とか何とかで返せなくなったという状況ですか、そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 償還をされる方の完了もあります。

以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37、議案第5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計

予算の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、予算書の185ページをごらんください。

議案第5号 平成30年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算です。

次に、190ページ、191ページをごらんください。

歳入歳出それぞれに6,000円を計上しておりますが、これは土地開発基金から生じる利子を土地開発基金に積み立てるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第38、議案第6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書192ページをごらんください。説明資料は特別会計20ページです。

議案第6号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計予算。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ3億3,296万円としております。

まず、歳出についてですけれども200ページからになります。

200ページから一般会計ですけども、こちらのほうは公共下水道に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や整備の維持管理に要する経費であります。また、新たに中長期的な視点で施設状態を予測しながら維持管理を行うための、計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画及び下水道事

業変更計画を作成する経費を計上しております。また、ゆめが丘団地の宅地造成工事に伴う下水道工事負担金を計上しております。

202ページの公債費ですけれども、下水道事業に伴う長期債の償還利子及び元金として、1億8,470万7,000円を計上しております。

次に、歳入についてですけれども、198ページをごらんください。

こちらにありますとおり、国庫負担金、分担金、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第39、議案第7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書209ページをごらんください。説明資料は21ページです。

議案第7号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算。

歳入歳出の総額を、それぞれ3億4,219万9,000円としております。

まず、歳出についてですけれども、217ページから一般管理費です。これは、農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や整備の維持管理に要する経費であります。この中には、西谷地内の県道工事に伴います下水道管の移設工事費として、100万円を計上しております。

218ページの公債費では、農業集落排水事業に伴う長期債の償還利子及び元金などとして、2億5,287万2,000円を措置しております。

次に、歳入についてですけれども、215ページからのとおり、分担金、使用料、手数料、一般会計繰入金、前年度繰越金、雑入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第40、議案第8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第8号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計予算です。

予算書226ページからとなります。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,580万4,000円と定めるものです。

歳出につきましては、237ページからとなります。主なものとしましては、総務費では職員の人件費、介護保険システム改修に要する経費のほか、介護認定調査に関する費用を計上しております。

239ページからの保険給付費につきましては、29年度の給付状況をもとに推計しております。

240ページからの地域支援事業につきましては、今年度から相互事業の開始により要支援の通所介護サービス、訪問介護サービスがこちらの介護予防生活支援サービス事業費に移行し、介護予防ケアマネジメント事業費とともに増額となっております。

245ページでは、生活支援体制整備事業としまして、生活支援コーディネーターの常勤拡充並びに生活圏域での地域で困りごと解決の場などの、地域づくりを行う協議体の設置が義務づけられておりまして、その協議体の設置に係る経費を計上しております。

また、認知症対策につきましても認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と、認知症ケア向上に向けた経費の計上を行っております。また、地域ケア会議等ケア会議の充実を図るための予算も計上しております。

歳入につきましては、233ページから236ページですが、国、県、基金、町のルール分と保険料、介護予防サービス収入、繰越金で措置しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第41、議案第9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第9号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計。

予算書255ページとなります。

歳入歳出それぞれ5,624万1,000円とするものです。この会計は、心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を賄っております。

歳出につきましては、261ページとなります。主なものは心和苑、デイサービスの修繕料、保険料と起債償還に伴う経費を計上しております。

歳入につきましては、260ページとなります。一般会計からの繰入金、社協

からの寄附金等をもって措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42、議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

予算書262ページをごらんください。

議案第10号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

歳入歳出予算それぞれ9,376万9,000円とするものです。この会計は、75歳以上の方や一定の障がいなどにより認定を受けておられる方が、智頭町では12月末現在で1,703名あり、その方々の医療費に係る費用を保険料や負担金として、広域連合に納める会計の費用でございます。

歳入につきましては、町からの繰入金及び保険料をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43、議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。

議案第11号 平成30年度智頭町水道事業会計予算であります。

予算書1ページ、収入は総額で8,461万9,000円、事業費用としまして支出は7,976万4,000円。

1ページはぐっていただきまして、資本的支出が2,327万9,000円でございます。

支出の詳細につきましては、22ページからでございます。

営業費用としまして、7,333万9,000円となっております。前年度比は470万円ほどふえております。これは、ことし修繕費としましてダクト系の点検、補助回路設置業務、ブレーカーの取りかえ、メンテナンス、水質計器点検等々、修繕がちょっと重なりました関係で少し増額となっております。

その他の項目については、特に大きく変動はしておりません。

続きまして収入でございます。1ページ戻っていただきまして21ページでございます。

こちらのほうも営業収益が6,703万8,000円、前年度に対して460万円ほどふえております。これは、給水戸数がふえたというわけではございませんで、消費税を含めたところの試算がちょっと少な目でありました関係上、それを正常に戻した関係でこの金額がふえております。営業外収益につきましては補助金の欄がなくなっておりますが、これは経営戦略分がなくなったためでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44、議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 予算書1ページをごらんください。

議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算につきまして、概要を説明いたします。

まず、平成30年度においては医療・介護報酬の同時改定で、診療報酬本体でプラスの0.55%、薬価等でマイナスの1.65%、介護報酬でプラスの0.54%ということで、病院経営は引き続き厳しい経営になると考えております。

智頭病院は、地域包括ケアシステムの推進に努め、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられるまちを目指します。入院から在宅までの医療・介護サービスを行いながら、365日24時間救急医療体制を確保し、地域の方々が安心して暮らせるよう、安全な医療・介護サービスを提供してまいります。

当年度予算につきましては、1日当たりの患者数を一般病棟47人、利用率90.4%、療養病棟42人、利用率89.4%、介護老人保健施設44人、利用率97.8%、外来患者数1日当たり185人を見込んだところです。最終的な収支は、当期純利益1,813万3,000円の赤字となる見込みです。しかし、実質収支で行きますと、1億6,107万9,000円の黒字を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第33、議案第1号 平成30年度智頭町一般会計予算から、日程第44、議案第12号 平成30年度智頭町病院事業会計予算までの12議案については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって日程第33、議案第1号から日程第44、議案第12号までの12議案については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時34分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたので報告します。
委員長に大藤克紀議員、副委員長に酒本敏興議員、以上のとおりです。

日程第45. 議案第13号から日程第54. 議案第45号まで 10案
一括上程

○議長(谷口雅人) これから日程第45、議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算(第10号)から、日程第53、議案第21号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)及び、日程第54、議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少についての10議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この10議案については、本日可否決定を行います。

日程第45、議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第10号）の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第10号）。

歳入歳出の総額から3億2,908万8,000円を減額し、それぞれ58億9,448万2,000円とするものであります。

まず、歳出についてですが、別に配付しております平成29年度3月補正予算概要、こちらでございますが、これと補正予算書によって説明させていただきます。なお、町長の提案理由と重複した説明になる場合がありますが、ご了承くださいと思います。

まず、全事業にわたって人件費及び各事業の決算見込みによる調整を行っておりますとともに、あわせて特別会計繰出金の調整も行っております。

まず、概要書の1ページです。補正予算書19ページの議会費では、人事異動に伴う臨時職員賃金の減のほか、決算見込みに基づき議員期末手当、旅費などを減額しております。

同じく予算書の19ページからは総務費ですが、19ページから20ページにかけての一般管理費につきましては、決算見込みに基づく調整のほか、人件費の減額を、また、訴訟対策費では本折畜産団地土地建物明渡請求訴訟結審に伴う訴訟事務委託料と、議案第46号及び47号で議決を求めます、若者定住等集落活性化総合対策事業補助金返還の訴えの提起に伴う訴訟事務委託着手金を、それぞれ措置しております。

予算書20ページの財政管理費では、固定資産台帳管理システムの支援業務委託料を措置しております。財産管理費では、決算見込みに基づく調整を、公共施設管理事業では同じく決算見込みに基づく調整のほか、旧小学校施設等の水道管破損などに伴う修繕料の増額を、文書広報費では広報ちづ印刷製本費の増額をそれぞれ措置しております。

20ページから21ページにかけてのまちづくり推進費ですが、まちづくり事務費は人件費の調整であります。水力発電周辺地域整備事業では実績見込みに伴

う減額を、行政情報システム推進費では、これも決算見込みに伴う減額のほか、システム構築委託料の増額を、移住定住促進事業ではゲストハウス工事費のほか、U J I ターン住宅支援事業及び定住促進対策補助金などの、これも実績見込みに伴う減額を、地域情報化推進事業ではすこやか安心ネット構築委託料の減額を、百人委員会太陽光発電システム推進事業及びまちづくり支援事業では、実績見込みに伴う減額を、L E D 防犯灯設置推進事業では設置費補助金の増額をそれぞれ措置しております。

また、地方創生推進事業につきましては、育みの郷構想及び人材再生駐屯地事業に係る設計監理委託料、地方創生事業委託料、工事請負費及び備品購入費をそれぞれ減額しております。

2 1 ページから 2 2 ページにかけては地域活性化推進費ですが、日本 1 / 0 村おこし運動、疎開保険事業、概要書は 2 ページになりますが、智頭農林高校連携推進事業及び地域支援事業につきましては、いずれも決算見込みに伴う減額措置であります。

概要書は 2 ページになります。予算書は 2 2 ページの交通対策費、コミュニティバス運行事業では、すぎっ子バス臨時運行料及び地方バス路線維持対策補助金の減額措置をしております。

同じく 2 2 ページの諸費の報償事業ですが、これは事業費の実績減であり、ふるさと基金費ではホームページ更新委託料の減を行っております。税務総務費は人件費の調整であります。

予算書は 2 3 ページとなります。戸籍住民基本台帳費では人件費の調整のほか、電算保守委託料の減額を、選挙費の衆議院議員選挙費及び智頭町議会議員選挙費につきましては、事業費の額の確定に伴う減額をそれぞれ措置しております。統計調査総務費は人件費の調整であります。

2 4 ページの監査委員会費も実績見込みに伴う旅費の減額であります。

2 4 ページからは民生費となります。社会福祉総務費では人件費の減額のほか、社会福祉協議会のバス修理に伴う負担金を、また、実績見込みに基づく地域支え合い基盤づくり事業補助金の減額を、また、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を、臨時福祉給付金給付事業では実績によります給付金の減額を、障害者福祉費では実績見込みに基づく厚生医療費等の減額を、特別障害者手当支給事業につきましても実績見込みに伴う手当の減額をそれぞれ措置しております。

24ページから25ページにかけての老人福祉費の老人福祉費では、決算見込みに基づく調整のほか、みんなで支える集落拠点施設整備事業補助金の実績見込みによる減を、住宅福祉対策事業費及び老人保護措置費では委託料負担金の減額を、高齢者等居住環境整備事業では補助金の減額をそれぞれしております。

概要書はここから3ページとなります。予算書は25ページの介護保険特別会計繰出金は増額をしております。また、後期高齢者医療事務事業では、後期高齢者医療連合負担金の増額とともに、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額を行っております。同和対策費では、人件費の減額措置をしておりますし、社会福祉施設費の隣保館運営費につきましても人件費の減額であります。

予算書26ページ、子育て支援推進費の子育て推進事務では、我が家で子育て応援交付金の実績見込みに伴う減額を、育児支援家庭訪問事業では支援員賃金の減を、放課後児童クラブでは賃金の減のほか、入札実績によりまして請求管理委託料、工事請負費の減額をそれぞれしております。

26ページから27ページにかけましては保育園費ですが、保育園事務費ではほのぼの分の広域入所負担金及び地域型保育給付費負担金の減額を、ちづ保育園事務費では人件費の調整のほか賃金等ほかの減額を、また、病児保育増による園委託料の増額をそれぞれ措置しております。

27ページになります。母子父子福祉費については、母子父子生活支援事業の実績見込みに伴う扶助費の減額措置を、児童館費では久志谷及び本折児童館の人件費及び事業費の調整を行っております。児童措置費では、障害児通所給付費の実績減による障害児支援費の減額を行っております。

27ページから28ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整のほか、生活困窮者自立相談支援事業から子どもの居場所づくり推進事業までの各事業について、これら全て決算見込みによる事業費の減額を行っております。

28ページからは衛生費となります。保健衛生総務費では、休日急患歯科診療所負担金の増額措置をしております。

概要書は4ページとなります。予防費の各種予防事業では、予防接種委託料の減額を、環境衛生費の火葬場管理事業では、火葬件数の見込み増による火葬賃金及び事業費の増のほか、旧炉に伴う因幡霊場使用者への差額保障費の実績減を行っております。

母子衛生費では、乳児等保健相談事業について県補助金充実に伴う財源更正の

ほか、妊婦保健相談事業では妊婦検診手数料の減額をそれぞれ措置しております。

28ページから29ページにかけての健康増進事業では、健康診査事業から後期高齢者等健康診査事業までの各事業について、それぞれ事業費の調整を行っておるほか、健康ポイント事業では財源の更正を、また、29ページの保健センター管理事業では、消耗品費及び光熱水費の増額をそれぞれ措置しています。

塵芥処理費では塵芥処理事業の一般廃棄物事業委託料を、合併処理浄化槽費では設置の補助金をそれぞれ減額しています。簡易水道施設費では簡易水道事業特別会計繰出金の減額を行っております。

29ページの病院施設費では、過疎債を病院事業に振りかえたことに伴う病院事業会計繰出金の増額措置をしております。

30ページの労働費、労働諸費は特定新規学卒者就職支援支度金の実績による減額であります。

29ページから30ページの農林水産業費の農業振興費につきましては、概要書4ページから5ページにかけての農業振興費から、農地中間管理事業までの各事業について、それぞれ実績見込みに伴う事業費の調整を行っております。

概要書は5ページとなります。予算書は31ページの畜産業費では、鳥取和牛振興総合対策事業補助金を減額しております。

31ページから32ページの地籍調査費につきましては、事業の確定に伴う事業費の調整を行っており、32ページの農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額をしております。

同じく32ページの林業総務費では、人件費の調整を行っており、32ページから34ページにかけての林業振興費につきましては、森林整備地域活動支援交付金、森づくり作業道整備事業補助金の減額のほか、森林セラピー事業から概要書6ページまでの地域農林業活性化交流促進事業までの各事業について、それぞれ決算見込みに基づき事業費の減額をしております。

概要書は6ページとなります。予算書は34ページの林道費につきましては、林道維持管理事業で実質見込みによる工事請負費の減額を、公共林道事業では事業費の調整を、県営林道事業では用地購入費及び負担金の減額をそれぞれ行っております。

34ページから35ページにかけての商工振興費では、事業費の調整を行っておるとともに、35ページの国際交流事業ではこれも実績による事業費の減額を

しております。

35ページからは土木費となります。土木総務費では人件費の調整のほか、市瀬樋門操作委託料の増額を、36ページの道路維持費につきましては光熱水費、工事請負費の減額を、除雪事業では修繕料及び除雪委託料の増額を、道路新設改良事業では町道和田平3号線測量設計委託料の増額のほか、県土木事業負担金の減額を、社会資本整備総合交付金事業につきましては事業費の調整を、ふるさと整備土木事業、地域再生基盤強化交付金事業についても事業費の確定に伴う事業費の減額を、下水道事業費では公共下水道事業特別会計繰出金の減額をそれぞれしております。

37ページでは、消防費の常備消防費では、東部広域行政管理組合消防負担金の増額を、非常備消防費では実績による消防団員退職保証金の減額を、消防施設費では事業の確定に伴う事業費の減額を、概要書は7ページの防災費では、実績見込みによる事業費の調整のほか、県の補助制度を活用して旧小学校区等の、複数集落が取り組む防災機能構築の促進を支援するための、小さな拠点防災機能構築事業補助金を新たに措置しております。

概要書7ページ、予算書37ページから38ページにかけての教育費、事務局費につきましては人件費の調整のほか、県立養護学校通学費委託料、通学補助金の実績見込みに伴う減額、マイクロバス管理事業では中型免許受講料の実績減、国際交流事業では事業の確定による事業費の減額、特別支援教育総合推進事業では財源の更正を行っております。スクールソーシャルワーカー活用事業では賃金の減額を行っております。

予算書39ページの小学校費、小学校管理事業及び小学校教育振興事業、40ページの中学校費、中学校管理事業、中学校教育振興事業及び地域に学ぶわくわく智頭事業につきましては、決算見込みによる事業費の調整であります。

39ページの社会教育総務費、社会教育委員会費から遺跡発掘事業にかけての各事業の決算見込みに基づき、それぞれの事業費の減額をしております。なお、文化財保護事業では、重要文化的景観選定を広くPRするための懸垂幕等の購入経費を措置しております。

予算書40ページの中央公民館費では光熱水費の増額を、社会教育推進費につきましては集会所職員の人件費の減額を、文化財整備活用費では歴史の道整備活用推進事業の確定による事業費の減額を、ここから概要書8ページとなりますが、

図書館費では財源の更正を、社会同和教育費につきましては高等学校等就学奨励金などの実績見込みに伴う減額を、それぞれ措置しております。

41ページになります。保健体育総務費の体育振興費では、トップアスリート支援事業補助金の増額を、学校給食費、体育施設管理費では決算見込みに伴う事業費の調整をそれぞれ措置しております。

農地農業用施設災害復旧費及び林道施設災害復旧費につきましては、県補助金充実に伴う財源の更正であります。

42ページの公債費の元金及び利子では、過疎債の病院事業への振りかえに伴う町債償還元金及び利子の減額を、利子では合わせて実績見込みに伴う地方債償還利子の減額を、それぞれ措置しております。

以上、合計3億2,908万8,000円の減額補正でございます。

次に、歳入についてですが、補正予算書8ページをごらんいただきたいと思えます。

地方特例交付金から町債まで、歳出と同額の合計3億2,908万8,000円の減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものでございます。

主なものとしましては、地方交付税を現段階の実績により増額し、国庫支出金ではポケットカルテシステムに係る地域情報通信基盤推進交付金の減額、地方創生交付金の事業実績減、県支出金では望月作業道整備事業などの補助金の実績による減額のほか、繰入金では財政調整基金繰入金、地域活性化基金、まちづくり振興基金のそれぞれの繰入金の減額を、また、前年度の繰入金につきましては増額を、町債につきましては公共事業等債、過疎債、緊急防災減災事業債の減額を行った上で、臨時財政対策債の増額を行っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から民生費、衛生費から商工費、土木費から公債費、繰越明許費及び地方債補正の5区分にわけて行います。

質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から民生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中野議員。

○8番(中野ゆかり) 21ページ、まちづくり推進費のすこやか安心ネット構築委託料、これポケットカルテの件だと思うんですが、これの使わなかった理由の詳細を説明をお願いします。

○議長(谷口雅人) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) ポケットカルテの活用に関しまして、国庫補助金の申請を行ってございましたけども、不採択となりましたので、不採択となった関係上事業もしないということで減額としております。

○議長(谷口雅人) 8番、中野議員。

○8番(中野ゆかり) 本町においては不採択だったと思うんですが、鳥取県東部の近隣市町村に関しては、このポケットカルテの導入というのはどういう状況でしょうか。

○議長(谷口雅人) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) 東部圏域でポケットカルテを導入するという話は聞いておりません。

○議長(谷口雅人) ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番(岸本眞一郎) 同じく21ページ、地方創生事業です。まちづくり推進費の中の工事請負費と備品購入費、これは育みの郷構想で産科医院を誘致するという前提だったものが医師が見つからないので、今回減額という形にしたと思うんですが、本来産科医院は企業誘致という前提、当初予算では前提だったと思うんですが、それには間違いありませんか。

○議長(谷口雅人) 酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) はい。企業誘致というスタンスには変わりはありません。ですので、古民家の改修につきましても、最低限のところはこちらのほうで回収を行うということと、あと、中身の運営等につきましては責任を持ってや

っていただくということで、企業誘致というスタンスをとらせていただいています。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 産科医院の誘致ということと、まだ今、いのちねさんが活動しているんですが、いのちねさんはこれは企業誘致という認識ですか。それとも、任意の団体の活動という認識でしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） いのちねさんも企業誘致というスタンスでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） いのちねさんの活動は産前産後ケアのサポート、現在の活動状況から見て、あれが企業というていをはなしているのでしょうか。普通に考えると、企業のはなしていないと思うんですが、自分たちの子育てに関してのいろんな活動をやっているということで。その企業誘致だったら収益活動もやっているということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい。収益活動を行うため、今もやっているんですけども、今後さらに発展した収益事業の計画を立てているところです。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回その減額をしたときに、地方創生事業は繰り越しはできるんですか、できないんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 先般、総務常任委員会でも説明をさせていただきましたけども、繰り越しができないということがございましたので、内閣府と相談をし、今回不用額を減額として新年度で予算計上させていただいているところです。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、これは補正の話なので来年度どういうという部分には立ち入れないのですが、今回企業誘致の予算を減額したということは、これは企業誘致ができなかったからということですね。それも産科医院という形での企業誘致を諦めたということですか。そこら辺はどうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） そのような極論の話ではなくて、女性と子どものサポートセンターというのは今でも続いております。企業誘致という言葉がひとり歩きしているようなんですけども、事業の責任はいのちねさんに責任を持って運営していただくということで、企業誘致の形をとるという表現をさせていただいております。ですので、企業誘致という言葉もいろいろとらえ方があるとは思いますが、そういった意味での企業誘致ということでご理解いただけたらと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 疎開保険なんですけど、当初では確か利用者250万円の収入ですね、その他を見ていたのが。今回、ここが130万円の減ということで、これは今、加入者が今現在では大体120、130人という状況なんですか。今の状況はどうなっていますか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 平成29年の11月時点の加入口数と加入者数が、83口の169人ということで、この実績に基づいて特産品等を発送しているということでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 本来、この加入者が減になって、そこの分は減額してもいいんだと思うんですけど、この一般財源が50万8,000円ふえているという事は、この要因は何でしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 特産品の発送について委託業務を行っております。そのときの最初の見込みが多かったということもございまして、加入者の減とその特産品の発送の個数が減ったということが、一般財源に影響してきたというふうに分けております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは事業を組んでいたんですけど、加入者が減って、県の支出金も減って、本来だったらそこで予算が足りなくなるので、一般会計から補填したという形という、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この疎開保険に伴うイベント等に関しましては、一般財源で充当しておりますので、そういったところが丸々一般財源になって、特産品を送るものが少なくなったということが、一番大きな原因だというふうに認識しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 21ページのまちづくり推進費、まちづくり支援事業補助金1,400万円の減額というのは、この事業の中身をお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 大変申しわけございません。もう一度質問をお願いしたいと思います。済みません。

○議長（谷口雅人） いま一度、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 21ページのまちづくり推進費、まちづくり支援事業補助金の1,400万円の減額の説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この事業につきましては、その団体からの審査に基づいて決定する事業なんですけども、2,000万円の予算に対して採択するものが少なかったため、実績に応じた減ということで、今年度は採択数が少なかったために減額となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） 26ページの子育て支援推進費です。負担金補助及び交付金ということで、我が家で子育て応援給付金です。これが281万6,000円の減額ということで、実績見込みに基づく減額ということでしたけど、これは補正対応したように記憶しているんですけど、違いましたか。どうでしたか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） そのとおりでございまして、補正で増額をお願いしておりましたが、実績としまして29名分の減額となりました。理由としましては、育児休業交付受給者がその中に含まれていたので減額となっております。

○議長（谷口雅人） 5番、大河原議員。

○5番（大河原昭洋） ということは、この給付金に対象外が含まれておったと

ということだったんですか。ちょっとその辺が聞き取れなかったので、ごめんなさい、もう一度お願いします。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 対象外ではありませんで、もともと対象となる生後8週から1年までの対象ですが、その方が把握した時点では育児休業交付受給者と、それが確認できなかったため、申請をいろいろ確認したところ、受給をしているということが判明しましたので、減額としております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 25ページ、老人福祉費、みんなで支える集落拠点施設整備事業補助金、330万円の減額ですが、これは29年度の500万円の新規事業で、内容としては集落の公民館などの拠点施設を改修して、コミュニティ活動や福祉活動を促進していこうという内容だったと思います。これは、伝えようによっては本当に、地区の方々の福祉向上のために役立つ事業だと思うのですが、約3分の1しか使われていないというのは、何が要因なのかお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 2分の1は地元負担というふうなことがありますので、そこで手を挙げられるところが、やはり地元合意等を得ないとなかなかというふうなことで、相談等はありませんでしたが地元合意のもとにというふうなことで、件数がこちらが思っていたよりも少なかったというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 衛生費のこの火葬業務賃金がふえているんですが、これは確か当初では。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、これは衛生費になりますので、保留します。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から商工費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 火葬場業務賃金がふえているんですが、これは当初では確か150人分、300万円の使用料を見込んでいたのが、今回20万円使用料がふえているようになっているんですが、トータルで年間160人利用するという、今回はそういう増額になった要因でしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 実績で1月に19名、2月に17名という方の業務を行っておりまして、全部で160人分の火葬の賃金のほうを計上したところですけども、補正の段階になって足りぐるしいということで今回増額補正をお願いしております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 年間でトータルで何人利用になったかという、そこは、今回の補正も含めての人数はどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 済みません、現段階の人数はきちりとした人数は把握しておりませんので、また改めて報告させてもらいたいと思います。

○議長（谷口雅人） 現在進行形ですので。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 補正対応するということは、そこも含めて想定して予算を組んでいるということですので、当初と合算すれば大体この全体の使用料と、何件使用したかというのが出ると思うので、この予算での人数は幾らくらいを見ているんですかということですか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算は150件でお願いしてございましたけども、10件増の160件になる見込みで今回補正させてもらっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） あと衛生費のこの合併処理槽が、ほとんどこれは全額使っていないような状況ですが、この要因はどういうことになっているんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） この対象の地域が決まっております、その地域の方につきましては、ことし29年度は補助の申請がなかったということです。本来ですと自己負担もありまして、そういった対象者を7基を準備していたんですけども、今回はその補助金を使用される方がなかったということで減額補正をさせてもらっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
次に、土木費から公債費までの質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
次に、繰越明許費及び地方債補正の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。
質疑はありませんか。
9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 農業振興費の中で、自然災害新規就農者育成支援事業、これが減になっているんですが、これは例えば地元の人を対象とした育成なのか、例えば協力隊みたいなのを予定しておったけど、応募する人がいなかったのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） もともこの事業は、新規の事業で今年度からということでございますが、新たに取り組む方5名分ということで予算措置していただいていたのですが、最終的には結果的にこの補助事業を活用されたのが1名にとどまったということでもあります。
以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎）　　あと商工費の中のこの企業立地促進補助金、工事費も含めてなんですが、約1,300万円減になっているんですが、これも要因について、予定していた企業が来なかったのか、見なしで予算を組んでいたんだけど実績がなかったのか、そこら辺はどういう状況でしょうか。

○議長（谷口雅人）　　酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌）　　商工費の工事請負費なんですけども、旧那岐保育園の下水道工事を今年度中に行おうと計画しておりましたけども、翌年度30年度に延ばしたため減額とさせていただいております。

○議長（谷口雅人）　　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は議場の時計におきまして25分。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時28分

○議長（谷口雅人）　　再開します。

執行部、矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整）　　大変申しわけないです。ここで議案の一部、この審議の中で抜けている文書が見つかりましたので、大変申しわけないですが、訂正をお願いしたいと。また、差しかえのものは後日届けさせていただきます。

まず、41ページでございます、議案です。申しわけないです、この議案ですが41ページです。

公の施設の智頭温水プールですが、2の指定管理者の部分、こちら住所、株式会社エヌ・エス・アイとなって、代表の氏名となっておりますが、代表取締役の誤りでございますので、こちら訂正をさせていただきます。

それから、あわせましてもう一つ66ページでございます。訴えの提起、議案第46号の訴えの提起という部分でございますが、相手方八十八やと書いておりますが、こちらその前に株式会社が入ります。株式会社八十八やということで大変申しわけないですが、訂正のほうさせていただきます。

後で、議案のほうは差しかえをさせていただきます。大変申しわけございません。

○議長（谷口雅人） この2件につきましては、お手元のほう修正をお願いしまして、後ほど差しかえということでご了解を願います。

執行部におかれましては、今後ともひとつよろしく願います。

再開します。

日程第46、議案第14号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書46ページです。

議案第14号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,391万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,785万9,000円とするものです。

歳出につきましては54ページをごらんください。保険給付費につきましては、実績見込みによる調整を、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金につきましては、額の確定によりそれぞれ減額を行っております。保険事業費につきましては実績見込みにより減額となっております。

歳入につきましては、51ページをごらんください。額の確定に伴う額を計上し、基金繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第47、議案第15号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をお願いします。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。

議案第15号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

でございます。

歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ308万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,082万9,000円とするものでございます。

まず、歳出であります。63ページのほうをごらんください。

排水費、これを減額しております。内容といたしましては、水質検査料の減額に伴う差額が約96万1,000円、それと、県工事に伴う支障水道管の移転に伴う工事請負費が、主体となっております県の施工年度が翌年度に変更になったことを受けまして、全額の212万6,000円を落とすものでございます。

つきましては1ページ戻っていただいて、62ページ歳入であります。

先ほどの減額に伴うものとして、給水使用料の減額、それと一般会計繰入金の減額、諸収入の雑入が、これが県の工事の補償費でございますが、107万円と減額になっております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第48、議案第16号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書64ページをごらんください。

議案第16号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4万8,000円を減額し、476万5,000円としています。

まず、歳入ですけれども69ページをごらんください。

事業費の確定によりまして、新築資金等償還推進事業に係る県補助金を1万1,000円減額しておりますとともに、住宅新築資金貸付収入を43万6,000

円減額、住宅取得資金貸付収入を39万9,000円増額しておりますが、これは決算見込みによるものでございます。

次に70ページの歳出についてでありますけれども、貸付金収入の決算見込みによりまして、一般会計への繰出金を住宅新築資金事業費で38万7,000円減額、住宅取得資金貸付事業費では39万9,000円増額しております。また、住宅新築資金等償還推進助成事業では、それぞれ各費目について決算見込みにより減額しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第49、議案第17号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書71ページをごらんください。

議案第17号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

歳入歳出の予算の総額からそれぞれ199万8,000円を減額し、総額2億8,384万8,000円としています。

まず、歳出ですけれども77ページをごらんください。歳出では、決算見込みに基づきまして人件費の補正を行うとともに、備品購入費といたしまして智頭浄化センターの溶存酸素計の費用を計上しております。また、消費税及び地方消費税を減額しております。

歳入は76ページのとおり、一般会計繰入金で調整しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第50、議案第18号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長 (江口礼子) 補正予算書79ページをごらんください。

議案第18号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)です。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万円を減額し、3億4,769万9,000円としています。

まず、歳出ですけれども85ページをごらんください。決算見込みに基づきまして、消費税及び地方消費税の減額を行っております。

歳入では84ページのとおり、一般会計繰入金を減額しております。

以上であります。

○議長 (谷口雅人) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第51、議案第19号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長 (小谷いず美) それでは、補正予算書86ページをごらんください。

議案第19号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出予算それぞれ3,582万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,761万9,000円とするものです。

歳出につきましては94ページをごらんください。主なものとしましては、介護給付費の実績見込みに伴う増額と、介護予防生活支援サービス事業費の実績見

込みに伴う増額をそれぞれ措置しています。

財源につきましては、それぞれ国、県、基金のルール分で調整し、一般会計からの繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 94ページの保険給付費ですね。これが3,300万円ほどふえているんですが、この要因として例えば認定者がふえた、介護度が上がったとか、そこら辺の要因についてはどのようにとらえているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 介護認定者もふえておりますし、サービスの利用のほうもそれぞれふえておまして、介護サービスにつきましては、施設サービス、福祉用具のサービスはそれほどふえていないんですが、そのほかの全ての事業におきまして全て増額というふうな形で伸びておりますので、介護給付費の伸びによって増額しております。利用の増です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第52、議案第20号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。補正予算書97ページです。

議案第20号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出予算それぞれ261万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,907万1,000円とするものです。

歳入歳出につきましては102ページ、103ページをごらんください。歳出は103ページです。歳出は、後期高齢医療広域連合の納付金の増額と、保険料

還付金の見込みの減額を行っております。

財源につきましては保険料、繰入金、諸収入で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第53、議案第21号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 補正予算書1ページをごらんください。

議案第21号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）。

補正予算では、一般病棟の入院患者数1日あたりは、当初予算と変わらず47名を見込んでおります。単価のほうは500円アップの2万9,000円を見込んでおります。療養病棟のほうは、1日あたり2名増の42名を見込んでおります。単価のほうは100円アップの1万6,500円。それから、老健のほうですけれども1日あたり1名減の43名、診療単価のほうは91円減の1万2,049円。それから、外来が13人減の1日あたり185名、単価のほうも130円減の6,870円というものをもとに計算を行っております。

病院事業収益18億2,057万1,000円の収入を見込んでおります。

2ページのほうですけれども、病院事業費用、これも決算見込みによりまして、18億1,956万8,000円ということで見込んでおります。この見込みで当期純利益は100万3,000円の黒字ということで、この29年度の予算を見込んでおります。実質収支でいきますと1億9,119万3,000円という黒字になる見込みです。

それと資本的収入及び支出ですけれども、収入のほうでは1億8,866万円、支出のほうで2億6,863万9,000円ということで、マイナスの7,997万9,000円ですけれども、資本的収入のほうの実質収支が1億9,119万3,000円ありますので、実質資金収支でいきますとも1億1,121万4,

000円の黒ということで、この29年度の予算を立てております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 3ページの取得する資産で、数量が1、1になっているんですが、これは価格等についてはわからないものでしょうか。幾らぐらいの金額のものを取得するというのが、本来知りたいところなんですが、これは後でデータ等ではいただけませんか。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 後でデータありますので、お出しいたします。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 細かいことで済みません。17ページの修繕料843万7,000円、これは具体的にどういった内容を説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 今、手元に細かいものがないので、また後で説明させていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 例えば、歯科の部屋の改築とかそんなのではないんですか。

○議長（谷口雅人） いま一度、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 17ページの修繕料843万7,000円ですが、どういった内容か、説明のところに何も記入がなくて、800万円ってちょっと金額が大きいので、どういう内容か聞かせていただけたらと思つての質問です。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 歯科のほうは、前回の補正予算のほうで出させていただきました。このたびのこの800万円というのは、決算見込みでもろもろの医療機器とか、それから車とか、それぞれの修繕に使った分で予算が足りないということで、合わせれば800万円を超えるようなこの修繕料のアップになつ

ております。これという大きなものはありません。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第54、議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少についての補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） では、議案書の75ページをごらんください。

議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少についてにつきましては、資本金を企業債に振りかえるものです。町が借り入れ、資本金として繰り入れていた過疎債について、病院事業債として計上するため振りかえ処理を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。執行部そのまま、議員の皆さん全協室へお集まりください。

休 憩 午後 3時47分

再 開 午後 3時52分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第45、議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第10号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第13号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第14号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第14号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第15号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第15号 平成29年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第16号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第16号 平成29年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第17号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第17号 平成29年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第18号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第18号 平成29年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第51、議案第19号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第19号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第52、議案第20号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第20号 平成29年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第53、議案第21号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第21号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第54、議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第50号 平成29年度智頭町病院事業会計資本金の減少についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月9日から18日までの10日間を休会としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、3月9日から18日までの10日間を休会とすることに決定しました。

来る3月8日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

3月19日は本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成30年3月7日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 中 野 ゆかり

智頭町議会議員 岸 本 眞一郎